

内閣府・新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議  
「中間報告」に関するアンケート調査

(2023年2月実施分)

報告書

2023年3月  
公益財団法人公益法人協会

## はじめに

内閣府では2022年9月29日「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」の開催を決定しました。これは、2022年6月に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2022年」の、「民間にとっての利便性向上の観点から、財団・社団等の既存の法人形態の改革を検討する」を受けたものです。

上記有識者会議は、2022年10月4日の第1回目から、12月14日の第8回まで開催され、民間による社会的課題解決に向けた公益的活動を一層活性化し「新しい資本主義」の実現に資する観点から、公益認定の基準をはじめ現行の公益法人制度の在り方を見直し、制度改正および運用改善の方向性について議論が重ねられてきました。そして、12月26日に「中間報告」が公表されるに至りました。

当協会はこれを受け、その中間報告を読み取り、制度見直しの趣旨、制度改正の方向性について説明・報告する「新春特別報告会」を2023年1月26日、同30日に開催し(協賛：野村証券株式会社、アーバンネット大手町ビル)、公益法人関係者や学識経験者など304名の方々にご参加いただきました。後日、同有識者会議の中間報告に対する参加者からのご意見をいただくためアンケート(Ⅳ.1)を実施し、113名(回答率:37.2%)からご回答をいただきました。同アンケートの結果(概要)等については、「公益法人」誌2023年3月号に掲載(同内容は本報告書のⅠ、Ⅱ参照。但し若干加筆しています)しております。

本稿は、同アンケートの結果について、ご意見の全部を掲載した「詳細版」として取りまとめたものです。有識者会議の後半で引き続き議論される際に参考にされることを願っております。

最後に、お忙しい中アンケートにご協力下さった方々には厚く御礼申し上げるとともに、皆様のご意見により、公益法人制度がより良い制度になることを、衷心より期待しております。最後になりましたが、上記「新春特別報告会」の会場をお貸し頂いた、野村証券株式会社様にも御礼を申し上げます。

2023年3月  
公益財団公益法人協会  
理事長 雨宮孝子

# 目次

## I アンケートの概要

- 1. 本調査の背景 3
- 2. 回答法人の概要 3
- 3. 質問項目 3

## II. アンケート結果

- 1. 中間報告書全体の評価について(質問 1～4) 4
- 2. 中間報告書の個別問題の評価について 5
  - (1) 財務三基準の見直しについて(質問 5～15) 5
  - (2) 認定等手続きの柔軟化・迅速化について(質問 16～18) 6
  - (3) 自由度拡大に伴うガバナンスの充実について(質問 19～23) 7
  - (4) 公益活動の活性化のための法整備について(質問 23) 7
  - (5) 今後の予定について(質問 24) 8
  - (6) おわりに(質問 25) 8
- 3. アンケート集計結果 10
  - (1) 中間報告書全体の評価について 10
  - (2) 財務三基準の見直しについて 11
  - (3) 認定等手続きの柔軟化・迅速化について 15
  - (4) 自由度拡大に伴うガバナンスの充実について 16
  - (5) 公益活動の活性化のための法整備について 18
  - (6) 今後の予定について 19
  - (7) おわりに 19

## III. 記述回答 21

## IV. 資料

- 1. アンケートの質問内容一覧 33
- 2. 新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議中間報告書 38
- 3. 内閣府・公益法人制度に関する有識者会議「中間報告」をめぐって  
「公益法人」誌 2023 年 2 月号抜粋 48

# I アンケートの概要

## 1. 本調査の背景

当協会は、内閣府「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」（座長：両宮理事長）による「中間報告」（IV. 2参照）が昨年12月26日に公表されたことを受け、当協会はその制度見直しの趣旨、制度改正の方向性について説明・報告する「新春特別報告会」を企画・実施した（協賛・野村證券㈱、1月26・30日、アーバンネット大手町ビル）。本稿は、報告会参加者に行ったアンケートの結果について報告するものである。

## 2. 回答法人の概要

今回の「中間報告」についてのアンケートの内容や項目は、当協会内の「民間法制・税制調査会」を2023年2月6日に開催し、意見やアドバイスを受けて作成した。そして同月14日から22日に参加者304名に対しオンラインフォームによりアンケートを実施し、その結果、113名（回答率37.2%）から回答を得た（表1）。

回答者の属性を見ると、公益財団法人が圧倒的多数で4分の3を占めており、その他の法人類型はいずれも少数で、公益社団法人13件（11.5%）、一般法人5件（4.4%）、特定非営利活動法人（認定法人含む）3件（2.6%）、個人8件（7.1%）であった。

本稿は「中間報告（書）」報告会后、当日の参加者に行ったアンケートの結果について報告したものであるが、参加者の皆様にはかなりボリュームのある作業をお願いしたこと、それにもかかわらず短期間の間にそれに快く応じていただいたことに、心より感謝を末尾ながら申し上げる次第である。

表1 アンケート回答数・解答率

	回答数				
参加者数	304				
回答数(解答率)	113(37.2%)				
属性別回答数 (回答者数に占める割合)	公財	公社	一般 <sup>1</sup>	特活 <sup>2</sup>	個人
	84 (74.3%)	13 (11.5%)	5 (4.4%)	3 (2.6%)	8 (7.1%)

1 一般法人は、一般社団法人、一般財団法人の合算値。

2 特定非営利活動法人は、認定法人を含む。

## 3. 質問項目

本アンケートは、①中間報告書全体の評価（4問）、②財務三基準の見直し（11問）、③認定等手続きの柔軟化・迅速化（3問）、④自由度拡大に伴うガバナンスの充実（4問）、⑤公益活動の活性化のための法整備（1問）など、合計25問から構成され、このうち5問（質問4、15、23、24、25）が記述式のみとなっている。質問内容および回答項目の詳細はIVの1を参照されたい。

## II. アンケート結果

### 1. 中間報告書全体の評価について(質問1～4)

現時点における中間報告書全体の評価について聞いたところ(質問1)、表2のような肯定的評価が76.1%、否定的評価が13.3%(評価困難10.6%を入れると23.9%)となった。

表2 現時点における評価

n=113

回答内容	回答数(割合)	小計
①大いに評価する	22(19.5%)	肯定的評価 86(76.1%)
②どちらかと言えば評価する	64(56.6%)	
③どちらかと言えば評価しない	12(10.6%)	否定的評価 15(13.3%)
④評価しない	3(2.7%)	
⑤評価が難しい。(何とも評価ができない。)	12(10.6%)	12(10.6%)
合計	113	-

肯定的評価と否定的評価ならびに評価困難の主な理由の上位3位は表3のとおりである(質問2～4)。

表3 肯定的・否定的評価および評価困難の主な理由の上位3位

肯定的評価	①財務三基準の改正の検討が行われる。(70件、61.9%) ②本格的改正の検討が開始される。(49件、43.4%) ③手続等の簡素化、立入検査の検討あり。(40件、35.4%)
否定的評価	①収支相償の抜本的検討なし。(12件、75.0%) ②公益目的事業拡大の視点なし。(8件、50.2%) ③財務三基準の法令による改正の保証なし。(7件、43.8%)
評価困難(右については、記述回答9件の内から、報告者の判断で選択した)	①本格的改正の検討開始は評価するが、どのような内容に落ち着くかが読めない。 ②収支相償の原則の見直しなどが十分ではなく、実態として今までと変わらないことが危惧される。 ③改正の方向性については評価するが、透明性の向上により今まで以上の手間が増大する可能性がある。

- ① 肯定的評価が76.1%と過半数を占めたが、それは表3の理由の選択項目にみられるように、今までの公益法人制度の最大の問題であった財務三基準の改正ならびに手続き面の簡素化等が初めて本格的に検討されることが主因であると思われる。
- ② 否定的評価は、評価が困難であるとするものを入れても23.9%と少ないが、上記①の問題の解決において抜本策が必ずしも検討されておらず、したがって認定法第1条に規定する公益目的事業の拡大に繋がらないことに懸念を示していること等によるものと考えられる。
- ③ 評価が困難とする意見においては、改正の検討開始は評価するものの、その検討が十分でなく、結果として今までと変わらない(場合によっては手間の拡大となる)こと等を恐れているとい

えよう。

- ④したがって有識者会議の今後の残りの期間の検討にあたっては、肯定的評価のベースにある期待を裏切ることが無いよう、制度全体ならびに個別の重要問題についてさらに本格的かつ抜本的な検討を行い、否定的評価者の意見に十分対応するとともに、公益目的事業の拡大に視点を置いた公益法人の未来を明確に示すことが望まれるといえるのではないかとと思われる。

## 2. 中間報告書の個別問題の評価について

### (1) 財務三基準の見直しについて(質問5～15)

#### ① 収支相償原則の考え方(質問5、質問6)

- ア 収支相償原則の考え方について、「単年度の収支差ではなく、中期的な収支均衡状況の確保を図るものである」や「公益目的事業に充てられるべき財源の最大限の活用を促す法律である」という新しい考え方が示されたが、いずれの考え方にしても賛成が多かった(前者は75.2%、後者は47.8%)。
- イ しかし、上記のいずれの考え方にも、「収支相償原則は従前は公益目的事業の収入に関わる規制であったはずであり、収入の性格やその意義が議論されていない。」「財源の最大限の活用の考えでは、他の財務基準例えば遊休財産規制との関係が明確でなくなる。」として反対の意見もあった。特に出捐者からの寄付等により公益目的事業を行っている法人にとっては、法人の自由な活動を阻害している原則であるとして反対があった。
- ウ さらに、本来は収支均衡ではなく、財務基盤の充実による公益の増進であるべきであり、収支相償による剰余金の使途について、柔軟性を持たせるべきであるという意見もあった。

#### ② 中期的な収支均衡の考え方(質問7～9)

- ア 中期的な収支均衡の考え方について、(質問7)「法令上趣旨を明記することは進歩」(59.3%)、(質問8)「収支均衡状況の把握において将来の公益目的事業の持続・拡大のための積立準備資金は費用とみなす。」ことに賛成(57.5%)が多かった。
- イ しかし(質問7②)「法令上に具体的取扱い方法を明記すべき。」(26.5%)、(質問8②)「対象となる準備資金の範囲を拡大すべき。」(33.6%)という意見もかなりあり、さらに(質問9①)「中期的な収支均衡とは何かを具体的に明記すべき。」(44.2%)や(質問9②)「収入の入り口段階で煩雑な作業を強いるべきではない。」(46.9%)という意見も多く見られた。
- ウ また、そもそも中期的な収支均衡の考え方は、現在でも行われている考え方であり、法令化によりややこしくなることを懸念する声もあり、収支相償原則自体が公益法人法制を歪めているので、この原則の撤廃を望む声も聞かれた。

#### ③ 収支相償原則と税制優遇との関係(質問10～11)

- ア 収支相償原則を根拠に「公益法人全体の税制優遇がある。」とする中間報告記載の一部の意見については、「このような引き換えの議論ではない。」とする意見が多く(68.1%)、「慎重に議論すべきという意見」は少なかった(24.8%)。
- イ 収支相償原則の完全撤廃は、「公益目的事業は全て非課税」という法制に大きな影響が

あるのですべきではない。」という意見(31.3%)が相対的に多かったが、「大きな影響は少ないので公益目的事業拡大の阻害要因となっているこの原則は完全撤廃すべき」という意見(27.5%)も多く二分された。なお、収支相償原則を完全撤廃について、実行した場合の剰余金が過大に蓄積される懸念については、他の規制があるので問題ないという意見が27.5%あった。

収支相償原則と税制優遇の関係については、ある意味で今回はじめて公に議論されるものであり、憶測を含む各種の見解が出されている。妥当な結論を導くためには、関係する当局の公式の見解が提示される必要があると思われることから、有識者会議の場でも今後それが明示されることを望みたい。

#### ④ 遊休財産規制について(質問 12~14)

- ア 法人内部に最大に蓄積されること(死蔵)を避ける考えに対しては、成長戦略を考え、認定法第1条にある公益増進・活力ある社会の実現に資するという目的を考えるべきという考え方が多く(69.0%)、死蔵を避ける考え方に賛成は少なかった(27.4%)。
- イ 合理的な理由があれば、現在の公益目的事業費1年分を越えてもよいという考え方には賛成が多かった(56.6%)が、その説明責任について明確な基準が示されない場合は、具体的運用に懸念があるという考え(34.5%)も少なからずあった。
- ウ 超過分を将来の公益目的事業のため管理・活用することに対しては、不測の事態のために備える相応の資金を容認すべきという考えが多かった(68.1%)が、過去の赤字の補填を認めるべきという意見(21.2%)や、ESG投資の容認等の考え方(23.0%)もあった。

#### ⑤ 公益目的事業比率について(質問 15)

現状の50%以上であるという規制に問題なしとする意見も多い一方、国家全体で公益目的事業の総量が増大すればよく、公益法人にも幅広い事業パターン(たとえば事業法人の行っている公益目的事業等)を容認すべきという意見もあった。また、事業費で規制することの意味が見いだせないという意見や、収益事業の利益を公益目的事業に使用する場合は、その事業費を公益目的事業の費用とみなすべきという意見もあった。

## (2) 認定等手続の柔軟化・迅速化について(質問 16~18)

- ① (質問 16) 法人の公益性に大きな影響を与えないような変更については届出事項とすることや、法人の合併を円滑かつ柔軟に行えるように改善すること等については圧倒的多数(94.7%)の賛成があり、審査のメリハリ付けによる迅速化・効率化等についても多数(94.7%)の賛成があった。かねてから要望されていた事項であり、この改善が行われることが望まれる。
- ② (質問 18) 法令やガイドラインにおいて統一的指示を明示することや、行政庁の関係職への研修の実施等についても、かねてから行政庁の対応に対し要望があった点であることから多数の賛成(90.3%)があった。これについても法人の自治を尊重しつつ公益法人の活動を活かす観点から、その実現が望まれる。

### (3) 自由度拡大に伴うガバナンスの充実について(質問 19～23)

- ① (質問 19)「情報の開示」、「内閣府の法人情報の一元的情報開示プラットフォームの整備」、「デジタル化による事務量の軽減等」については、多数が賛成であった(92.9%)が、事務量の増大に繋がらないような整備の要望があった。
- ② (質問 20)「法人内部の自律的ガバナンスの向上」、「法人運営への外部からの視点導入」等については、賛成が多かった(79.6%)が、「外部からの視点」というのが不明瞭であり、「外部」の内容によっては負担増大を恐れる声も多く、導入するとしても大規模法人に限定する考え方や現状でも公益法人の理事や評議員のメンバーは外部有識者により構成されているので、それで充分であるという意見等もあった。
- ③ (質問 21)行政庁の事後チェック型の移行等については、賛成が圧倒的であった(92.9%)が、事後チェックの具体的事項の明確化の要望や、行政庁の恣意性や裁量を恐れるという意見があった。
- ④ (質問 22)行政庁の立入検査の「重点化」や「手法・頻度のメリハリ付け」、さらに「監督状況・改善状況等の情報公開」については、85.0%が賛成であった。しかし、立入検査の現在の実体についての改善要望も多く、担当官の判断のバラツキを改善することや問題解決方法を一緒に検討してもらいたい、行政官の個人的見解はやめて欲しいこと等の声があった。

以上、上記(2)、(3)については、若干の留意点や要望点があっても基本的には賛成が多数であったことから、これらの事項については、法律改正等は必ずしも必要でないこともあり、早急な実現が望まれる。

### (4) 公益活動の活性化のための法整備について(質問 23)

- ① 公益法人行政のDX推進  
DX推進を希望する意見がある一方、スモールオフィスに過度なDX推進等を強いることは非効率を招く恐れもあるという意見もあった。
- ② インパクト測定・マネジメントの普及  
インパクト測定については重要なことと認識している一方、実際の活用はどうか疑問とする声もあり、また小規模法人には負担が大きい部分もあることを恐れる意見もあった。
- ③ 公益信託の公益認定制度との一元化  
公益信託改正法案の早期国会提出を望む声があった。
- ④ 行政庁との対等・協力関係におけるコミュニケーションの充実  
豊かで健康な市民社会を作り上げていくためには公益法人の活動は有効であり、行政庁が規制するのではなく、行政の公を補完するパートナーとして「協働」の観点から対応してほしいと評価する一方、民による公益の増進を基本とすべきとする意見や行政庁の過度の関与は公益法人の活動の妨げになるとの意見、公益活動の活性化のための法整備という視点が欠けると官民ともに衰退していくという意見もあった。

#### (5) 今後の予定について(質問 24)

中間報告後の有識者会議での検討やパブリック・コメント実施等については、26 件の意見があったが、その主なものは以下のとおりである。

- ① 社会的課題を解決し、公益目的事業をさらに拡大するためには、収支相償原則の撤廃を検討すべきであり、その際は、収支相償原則と遊休財産規制は裏表の関係にあるので、両者を同時に検討すべきである。
- ② 法改正を前提にするなら、パブコメは必須であり、その結果を今後の改正に十分生かすことを希望する。また、パブコメは、抽象的な表現ではなく、具体的な項目や文章表現で実施することを希望する。
- ③ 今回こそは「改正」の実現に強く期待するが、短期間で全てが網羅されることは難しいと思うので、未検討となる事項については今後の議論の余地や可能性を残すようにされたい。

#### (6) おわりに(質問 25)

今回の中間報告に関して、公益認定等委員会の対応、有識者会議での検討方法並びに公益法人協会の広報の仕方等について、46 件と多数の意見があったが、その主なものは以下のとおりである。

- ① 公益法人制度がテーマであれば、実際に法人内部で、肌感覚で経験している人材を有識者会議にもっと入れるべきと思う。
- ② 最終結論ではないものの、若干期待外れ感は否めない。しかし、少しでも前進しそうで、評価しています。公法協としても引き続き公益法人側に立った発信を続けていただきたい。
- ③ 公益法人協会としては、会員法人から事前にコメントを吸い上げる等の活動をもっと積極的にやられてもよいかと思えます。
- ④ 若手の経営者が公益活動にとっても積極的になってきている印象です。社会により良い変革のインパクトを与えたいと思っており、色々な公益活動を考えています。そういった状況にもかかわらず、今の公益認定委員の方々非常に保守的で、新しいやり方・手法をなかなか認めてくれません。若くして成功した人の資産を非営利分野で使ってもらうことは、新しい資本主義の理念にかなうことだと考えています。透明性・ガバナンスはもっと強化すべきと考えます。一方、新しい公益事業(失敗も)について、公益認定委員会は柔軟に・積極的に認めて欲しいと思っています。
- ⑤ 寄附金に頼らず、健全で立派な成果をあげられている公益法人が多数あるが、その活動は広く理解されているとは言い難い状況にある。「公益法人ならでは」の視点からの広報活動のあり方を検討いただき、日本が米国等のようにステークホルダーから寄附をいただけるような社会となることを期待しております。
- ⑥ 有識者会議の最終提言で、本提言の実施状況をモニタリングする常設型の改善委員会の設置の提案、なども含めていただけるとよいのではないかと思います。
- ⑦ 大山鳴動ネズミー一匹の予感もしないではない。公法協はしっかりと批判すべき点は諦めないで頑張るべき。
- ⑧ 法改正が実現すれば、これにより、過剰規制の弊が顕著な規則、FAQ、ガイドライン等の

改善にも繋がると思われますので、法改正同様期待しております。特に、FAQ、ガイドライン等は、法令ではない故に「問題があればいつでも直せるから」と安易に過剰規制している面があり、法人の創意の芽を摘み、活動を委縮させている一因と思います。法令ではないFAQ、ガイドライン等はあくまで「噛み砕いて、分かりやすく」解説するものに限るべきであり、この度の議論を契機に廃止するものは廃止する等見直すべきと思います。

- ⑨ 認定法附則第3項（検討）の趣旨からすれば、新制度15年後の今回の「有識者会議」での検討は、残念ながら遅きに失したと言わざるを得ません。
- ⑩ 今になってと思う事がほとんどではありますが、少しでも前に進むならばと、期待するばかりです。公益を育てるという視点で、公益法人の活動を応援し、また公益法人がその目的のためにしっかり活動が出来る環境となることを希望します。
- ⑪ 公益法人の最大の問題は、若者がキャリアを積む組織となっていない点にあると感じます。公益法人が学生の就職希望ランキングの上位に来るためには、制度として何が必要かを考えてほしいと思っています。

### 3. アンケート集計結果

#### (1) 中間報告書全体の評価について

質問1 現時点で評価するとしたら、以下の5段階のいずれになりますか？ n=113

回答内容	回答数(割合)
①大いに評価する	22(19.5%)
②どちらかと言えば評価する	64(56.6%)
③どちらかと言えば評価しない	12(10.6%)
④評価しない	3(2.7%)
⑤評価が難しい。(何とも評価ができない。)	12(10.6%)
合計	113

質問2: 質問1で、①大いに評価する、②どちらかと言えば評価するとした理由について、次の中から選択してください。(複数回答可) n=86

回答内容	回答数	割合(%)
①新制度が施行15年たち、はじめて本格的な改正の検討が行われるから。	49	57.0
②一番問題であった財務三基準の改正について検討が行われるから。	70	81.4
③申請手続きや変更手続き等の簡素化、立入検査の方法の改正が検討されるから。	40	46.5
④DXの活用、インパクト測定、情報公開方法等の新たな事項が検討されるから。	11	12.8
その他(記述回答の全文は21頁のⅢ.(1)参照)	3	3.5
合計	173	-

%は回答法人数(86件)に占める割合。

<「その他」の主な意見>

- ・2024年度の通常国会において公益信託法改正案が上程される報道は、本中間報告書が後押ししたのではないかと思われるため。
- ・資産の運用緩和にも言及されているから(諸外国の財団のように社会的投資を円滑に実施できるよう期待している)。
- ・公益法人の活動の枷となる問題があることを言及したから。

質問3: 質問1で、③どちらかと言えば評価しない、④評価しないとした理由について、次の中から選択してください。(複数回答可) n=15

回答内容	回答数	割合(%)
①評議員制度等の組織の問題や中小法人の扱いが全く考慮されていないから。	3	20.0
②一番問題である収支相償の見直しが抜本的に行われていないから。	12	80.0
③財務三基準の改正が法令により本当に行われる保証がないから。	7	46.7
④公益目的事業拡大の視点が考慮されていないから。	8	53.3
その他(記述回答の全文は21頁のⅢ.(2)参照)	4	26.7
合計	34	-

%は回答法人数(15件)に占める割合。

<「その他」の主な意見>

- ・小規模法人の事務負担軽減策に触れられていないから。
- ・委員間の議論が不十分であり、法令・規制の基準等の根拠が抽象論であり、改正の内容が全く見えなから。
- ・あまり現状と変わらないため。

質問4：質問1で、⑤評価が難しい(何とも評価ができない)とした理由について、具体的なものがあれば、以下にご記入下さい。(記述回答全文は21頁のⅢ.(3)参照)

<回答件数9件のうちの主な意見>

- ・本格的な改正の検討が行われることは評価できるが、実際にどの程度の内容に落ち着くかがまったく読めない。
- ・収支相償原則の見直しを検討するといった方向性については評価できるが、一方で透明性の向上という名の下で開示に関する手間がこれまで以上に増加する事も予測される。
- ・収支相償の原則などの見直しが十分とは言えず、実態としてあまり変わらないのではないかと危惧されるため。
- ・質問3①の観点が重要であると思います。そちらにチェックしたいとも思います。

## (2) 財務三基準の見直しについて

### ◆収支相償について

質問5：収支相償原則は、「単年度の収支差ではなく、中期的な収支均衡状況の確保を図るものである」と中間報告で記載されましたが、どのように考えますか？

n=113

回答内容	回答数	割合(%)
①考え方に賛成する。	85	75.2
②収支相償原則は、公益目的事業の収入(認定法14条)に関する規制であり、収入の性格の意義や性格が議論されていないから、反対である。	11	9.7
その他(記述回答の全文は21頁のⅢ.(4)参照)	17	15.0
合計	113	-

<「その他」の主な意見>

- ・中期的な収支均衡状況の確保の考え方を否定するわけではないが、そこまで議論を深堀すると、他の財務原則との関係(特に遊休財産)が明確でなくなるように感じる。
- ・本来は収支均衡ではなく、財務基盤の拡充による公益の増進であるべきである。
- ・収支相償の剰余金の使途について柔軟性を持たせるべきである。

質問6：収支相償原則は、「公益目的事業に充てられるべき財源の最大限の活用を促す規律である」と中間報告で記載されましたが、どのように考えますか？

n=113

回答内容	回答数	割合(%)
①考え方は新しい視点であり、賛成する。	54	47.8
②財源の最大限の活用は、収支相償原則でなく、遊休財産規制等ストックで考えるべき問題として対応すべきことである。	41	36.3
その他(記述回答の全文は22頁のⅢ.(5)参照)	18	15.9
合計	113	-

<「その他」の主な意見>

- ・公的資金が投入されている法人であれば、中間報告に記載されている規律が必要となることも理解できるが、出捐者の寄付等により公的資金が一切投入されていない法人にとってみれば、無駄な規制で

あり、法人の自由な活動を阻害している原則であると考えます。

- ・収支の多少でもって判断するのはいかななものか。悪意をもってすれば、収支相償にかかわらず、何でもできる。
- ・結果に対するチェックで、それを正当化する考え方に聞こえます。この原則があるから財源の最大限の活用を促すことが出来るとは思いません。

質問7：中期的な収支均衡状況の確保を図るとの趣旨について、「法令上明確化する方向で検討する」と中間報告で記載されましたが、どのように考えますか？ n=113

回答内容	回答数	割合(%)
① 法令上趣旨を明記することは進歩である。	67	59.3
② 法令上趣旨を明記するだけでは不十分である。収入/費用の種類や具体的取扱い方法も明記されるべきである。	30	26.5
その他(記述回答の全文は22頁のⅢ.(6)参照)	16	14.2
合 計	113	-

<「その他」の主な意見>

- ・基準を明確にしてほしい。中期的とは、具体的にどの期間を言うのか。収支均衡状況とはどのような状況なのか。このようにやっていると、益々ややこしくなるのではないかと懸念します。
- ・収支均衡を図ること自体が法制を歪めている。

質問8：中期的な収支均衡状況の把握に当たっては、「将来の公益目的事業の持続・拡充のために積み立てる準備資金は費用とみなす」と中間報告で記載されましたが、どのように考えますか？ n=113

回答内容	回答数	割合(%)
① 特定費用準備資金及び資産取得資金の使い勝手が向上すればよい。	65	57.5
② 対象となる準備資金の範囲を、上記以外に拡大して欲しい。	38	33.6
その他(記述回答の全文は23頁のⅢ.(7)参照)	10	8.8
合 計	113	-

<「その他」の主な意見>

- ・財務基盤の拡充による法人の存続と事業拡大が担保されることが重要。
- ・よいことだと考えますが、その「準備金」としての認定を得るための基準が簡便なものなのかどうか、この点が一番重要だと考えます。

質問9：中期的な収支状況の把握方法等について、どのように考えますか？ n=113

回答内容	回答数	割合(%)
① 中期的な収支均衡とは具体的に何か、期間や収支判定の方法について明確化すべきである。	50	44.2
② 単年度収支差でなく中期的な収支均衡であれば、毎年度、収入の入口段階(フロー)で煩雑な作業を強いるべきではない。	53	46.9
その他(記述回答の全文は23頁のⅢ.(8)参照)	10	8.8
合 計	113	-

<「その他」の主な意見>

- ・単年度で把握すべきだと思う。
- ・細かく規定するべきではない。
- ・適正な把握方法はない。誰でもわかる簡単なものでなければならない。

質問 10：収支相償原則と公益法人全体の税制優遇との関係について「収支相償を論拠に公益目的事業非課税等がある」とする中間報告記載の一部意見について、どのように考えますか？ n=113

回答内容	回答数	割合(%)
①収支相償原則は、公益法人の税制優遇措置全体との引き換えの議論ではない。公益目的事業拡大の観点から見直すべきである。	77	68.1
②収支相償原則が、公益法人の税制優遇措置全体と全面的に関連しているならば、慎重に議論すべきである。	28	24.8
その他(記述回答の全文は 23 頁のⅢ. (9)参照)	8	7.1
合 計	113	-

<「その他」の主な意見>

- ・①に賛成であり、公益法人の税制優遇が厳しくなったとしても、収支相償原則は撤廃した方が良いと思う。
- ・どの税制優遇と収支原則がリンクするのか、論理的にその基準を確認すべきである。原則そのものが基準として適切ではない。

質問 11：収支相償原則の完全撤廃について、どのように考えますか？(複数回答可) n=113

回答内容	回答数	割合(%)
①収支相償原則を完全撤廃すると、「公益目的事業非課税(公益目的事業として認定された事業は収益事業に該当する場合でも非課税になる。法人税施行令 §5②一)」が廃止されるならば、公益法人にとって大きな影響があるため、完全撤廃すべきではない。	41	31.3
②上記の「公益目的事業非課税」による税制優遇を享受している公益法人は一部にとどまっている一方で、収支相償原則は多くの公益法人で公益目的事業の拡大進展の阻害要因となっている。収支相償原則はこの優遇措置と引き換えに導入されたとの要件となっていると聞いており(※)、他の税法上の措置への影響はともかくとして、完全撤廃すべきである。(※「法人税法の改正」財務省平成 20 年度 税制改正の解説 ご参照)	36	27.5
③収支相償の原則を完全撤廃すると、公益法人内部に過大に収益が蓄積されること(下記 Q12 参照)を懸念する向きもあるが、遊休財産規制や公益目的事業財産規制等があるので問題ない。	36	27.5
その他(記述回答の全文は 24 頁のⅢ. (10)参照)	18	13.7
合 計	131	-

「その他」の主な意見

- ・事業収入のみの収支相償なら存続もあり得るのではないかな。
- ・そもそも収支相償の原則と収益事業非課税がセットになっていることに違和感を感じる。
- ・法人税法との関連で現実的に完全撤廃は困難と思われる。であれば、剰余金の運用について柔軟性を持った対応を望む。
- ・国税当局(主税局)及び自民税調を議論に巻き込むべきと考える。それなくしては、「かもしれない」論を突破できない。
- ・要は度合の問題であり、完全撤廃とするよりも、事業・企業の継続の観点から、過去の赤字の補填・借入金の返済等、制度に柔軟性を持たせることが必要と思う。
- ・収支相償原則も遊休財産規制も、元々どちらも合理的な根拠はないため合理的根拠がない制度は廃止するしかない。その上でより良い新しい仕組みにすべきである。

### ◆遊休財産規制について

質問 12:「法人にとって一定程度自由に使用できる余裕財産が必要な一方で、公益目的事業の実施とは関係なく法人内部に過大に蓄積されること(死蔵)は避ける必要がある」と中間報告で記載されましたが、どのように考えますか？(複数回答可) n=113

回答内容	回答数	割合(%)
①法人内部に過大に蓄積されること(死蔵)を避ける考え方に賛成である。	31	27.4
②法人内部に過大に蓄積されること(死蔵)を避けるという考えは、公益目的事業財産規制(認定法 § 18)が用意されているのでおかしい。	18	15.9
③死蔵の観点でなく、成長戦略を考え、「公益増進および活力ある社会の実現に資する」(認定法 1 条)という目的を達成する視点を具体的な形で考えるべきである。	78	69.0
その他(記述回答の全文は 24 頁のⅢ. (11)参照)	6	5.3
合 計	133	-

<「その他」の主な意見>

- ・公的資金が投入されている法人については死蔵を避ける必要があるという考え方は理解できる。出捐者の寄付等により公的資金が投入されていない法人については、そもそも規制の必要は無いと考える。
- ・年間費用(1 年分)に相当するものとなっているが、これでは心もとないので、2 年分としたらどうか。
- ・弊害ばかりが議論され、拡大・促進の議論が全くない。

質問 13:「合理的な理由により現行の公益目的事業費 1 年分相当という上限額を超えて保有する場合」と中間報告で記載されましたが、どのように考えますか？ n=113

回答内容	回答数	割合(%)
①合理的な理由があれば、1 年分の事業費を超えた財産を容認するという考えは、大きな進歩であり評価できる。	64	56.6
②合理的な理由について基準が示されずに、法人側の説明責任が過剰に要求されるのでは、担当官の裁量に任せられる可能性があるため、具体的運用に懸念がある。	39	34.5
その他(記述回答の全文は 24 頁のⅢ. (12)参照)	10	8.8
合 計	113	-

<「その他」の主な意見>

- ・公益事業の原資を 1 年ごとに評価する制度自体の合理性の問題があるのではないか。
- ・法人のガバナンスと監査によって管理される財産(資金)に遊休という概念は適当ではない。
- ・英国のように内部留保に関する法人のポリシーを自己責任で公表することで遊休財産規制は本来撤廃すべきである。
- ・法人の継続にはある程度の資金が必要であり、いちいち外部に対し「合理的理由」を説明しないといけないのは煩雑。1 年分は少なすぎると思うので、2~3 年分程度に引き上げてはどうか。
- ・活動費も考慮せず、事業費 1 年分のみとする基準を規制の根拠とする理由の説明はなく、拡大する必要性とのギャップがある。

質問 14:「超過分は将来の公益目的事業のために適切に管理・活用することを、法人自らが明らかにする」と中間報告で記載されましたが、剰余金の活用について、どのように考えますか？(複数回答可)

回答内容	回答数	割合(%)
①不測の事態(大規模自然災害やコロナ等のパンデミック等)に備えて、適正な法人活動が継続できるよう、相応の資金を備えることを容認すべきである。	77	68.1
②過去に生じた赤字について、剰余金を繰り越し、補填することが可能になるように検討すべきである。	24	21.2
③将来の成長戦略として剰余金を活用すること、剰余金で(ESG)投資等を行うことで公益的事業を行うこと等を容認すべきである。	26	23.0
その他(記述回答の全文は25頁のⅢ.(13)参照)	4	3.5
合 計	138	-

<「その他」の主な意見>

- ・現状の準備資金制度は適切なものであると思う。
- ・①～③には賛成です。ただ、「適切に」という文言ではなく、具体的な基準を示していただけることを願います。何が適切かを法人に委ねられると判断が難しくなります。
- ・そもそもこの規制が促進・拡大のために妥当なのかを議論すべきである。

#### ◆公益目的事業比率について

質問 15:公益目的事業比率は、有識者会議で一部委員から提案があったものの中間報告には入っていません。もし、ご意見等があれば、以下にご記入ください。(記述回答全文はⅢ.(14)参照)

<回答数21件のうちの主な意見>

- ・「公益目的事業比率が総支出の50%以上」について特段に問題とは思えない。
- ・結果的に国家全体での公益目的事業総量が增大すれば良いのであり、幅広い事業パターンを容認すべき。
- ・不測の事態により、一時的に50%を下回ることも有り得るので、それについての柔軟性があれば特段現状のままでも良いのではないかと思う。
- ・収益事業の利益を公益目的事業に使用する場合は、公益目的事業の費用と見なす措置が望ましい。
- ・事業費で規制することの理屈・意義が明確でなく、見いだせない。

#### (3) 認定等手続きの柔軟化・迅速化について

質問 16:「法人の公益性に大きな影響を与えないような変更については、届出事項とする」「認定事項から届出事項に変更した事項は事後チェックで対応」「法人の合併を円滑かつ柔軟に行えるように改善」等(中間報告に記載、以下同じ)について、どのように考えますか？

n=113

回答内容	回答数	割合(%)
賛成である。	107	94.7
意見がある。(具体的に以下の「その他」にご記入ください。)	4	3.5
その他(記述回答の全文は25頁のⅢ.(15)参照)	6	5.3
合 計	117	-

<「その他」の主な意見>

- ・「法人の公益性に大きな影響を与えないような変更」の定義をはっきりすること。
- ・わずかな収益があること、受益者がごく限られることなどにより、収益事業や互助の事業として、公益目的事業から分離させられた事業が多数あると思われる。法人の計画では、それらも公益目的事業であり、収支相償にも影響を与えている。過去の収支の状況(決算書:増減計算書内訳表)から一括で見直しできる提言を期待したい。

- ・具体的に不明で、すべて事後届け出制にすべき。また、合併等の諸手続きについてもモデル等を案内すべき。社会福祉法人等に比べ情報が不親切である。

質問 17: 「審査のメリハリ付けによる迅速化・効率化」「審査に求める資料の明確化・合理化」「審査が長期化したケースの分析、審査期間の実績公表」等について、どのように考えますか？ n=113

回答内容	回答数	割合(%)
賛成である。	107	94.7
意見がある。(具体的に以下の「その他」にご記入ください。)	3	2.7
その他(記述回答の全文は 25 頁のⅢ. (16)参照)	7	6.2
合 計	117	-

<「その他」の主な意見>

- ・最近の公益認定においては些細な不備をあげつらったり、委員会の意見を押し付けてくるような印象がある。また、担当職員の知識不足により審査が長引いたりするので、苦情を申し立てる部署を作ってほしい。
- ・そもそもあいまいな基準(経理・技術等)が多すぎる。審査する担当官・委員の個人の価値判断に影響が大きい。
- ・しっかりとした情報公開をお願いします。情報公開したくないから、団体からの申請を取り下げなさいと言うような指導はあってはならないと思います。

質問 18: 「法令やガイドラインにおいて統一的指示を明示する」「行政庁の関係職への研修の実施」等について、どのように考えますか？ n=91

回答内容	回答数	割合(%)
賛成である。	102	90.3
意見がある。(具体的に以下の「その他」にご記入ください。)	5	4.4
その他(記述回答の全文は 26 頁のⅢ. (17)参照)	12	10.6
合 計	119	-

<「その他」の主な意見>

- ・行政の立場ではなく、公益法人の活動を活かすようにお願いします。
- ・今の研修が不十分なら、改善できない。研修を増やしても限界がある。誰でもわかる制度であることが前提である。
- ・基本的には賛成ですが、「統一的指示」や「研修」の内容が逆効果になるものでないことを願います。
- ・十分な知識を持って取り締まるのではなく、応援するという気持ちで対応する担当者を増やしてもらって研修としていただきたい。

#### (4) 自由度拡大に伴うガバナンスの充実について

質問 19: 「法人の経営やガバナンス、事業の成果に関する情報の開示」「内閣府の法人情報の一元的情報開示プラットフォームの整備」「デジタル化により法人の書類作成等事務負担の軽減等に留意する」等について、どのように考えますか？ n=113

回答内容	回答数	割合(%)
賛成である。	105	92.9
意見がある。(具体的に以下の「その他」にご記入ください。)	6	5.3
その他(記述回答の全文は 26 頁のⅢ. (18)参照)	10	8.8
合 計	121	-

<「その他」の主な意見>

- ・趣旨は大いに理解するが、規則が詳細に規定されると事務量の増加に繋がることを危惧する。
- ・常勤職員が限定的ななか業務量が増加する施策は避けたい。
- ・定期提出書類等のフォーマットについて頻繁に変更したり、複雑にしないでほしい。もう少し簡便化してほしい。
- ・デジタル化は、公益法人の規模や運営態勢の太宗を考慮し、業務負荷軽減の趣旨に沿って、推進いただくようお願いしたい。

質問 20: 「法人内部の自律的なガバナンスの向上」「法人運営への外部からの視点の導入」「中間支援団体等と行政が連携・協働」等について、どのように考えますか？ n=113

回答内容	回答数	割合(%)
① 賛成である。	90	79.6
② 意見がある。(具体的に以下の「その他」にご記入ください。)	17	15.0
その他(記述回答の全文は 26 頁のⅢ. (19)参照)	23	20.4
合 計	130	-

<「その他」の主な意見>

- ・外部からの視点というのが不明確。
- ・法人運営への外部視点としては、指導機関の監査等を適切に行うことで十分と考える。
- ・法人のガバナンス向上には賛成だが、法人運営への外部の視点の導入については、理事会、評議員会のメンバーは外部有識者により構成されているので、それで十分であると思料する。
- ・外部視点の導入として、公認会計士の監査導入等には反対である。
- ・外部からの視点については、対象法人は大規模法人とすべきである。全ての法人に強いるのは問題と考える。
- ・外部の視点、中間支援団体等の連携とは全く不明である。今の状態がそんなに悪いのはなぜか、制度の問題ではないか。外部が増えて関係者に介入させる意義はない。
- ・趣旨には賛成だが、法人運営に過大な負担とならない具体策の検討が必要。また、「中間支援団体」というのが新たな組織体を指すのであれば慎重な議論が必要。

質問 21: 「不適切な事案に対して行政庁の事後チェックを行い、事態を改善する」「一律的な事前規制から重点化した事後チェック型へ移行」「監督処分について基本的な考え方を策定・公表し、周知徹底することにより、法人側の予見可能性を高める」等について、どのように考えますか？ n=113

回答内容	回答数	割合(%)
賛成である。	105	92.9
意見がある。(具体的に以下の「その他」にご記入ください。)	7	6.2
その他(記述回答の全文は 27 頁のⅢ. (20)参照)	8	7.1
合 計	120	-

<「その他」の主な意見>

- ・事後チェックが「民を網するものにならない」ための明確化が必要ではないか。
- ・賛成だが、これは公益法人制度改革の当初から決まっていたこと、今まで放置したことは行政の怠慢と責任である。
- ・抽象的である。規制があればチェックが大変。恣意性・裁量が入る。規制そのものをシンプルにして形式審査にすべきである。
- ・基準の明確化が必要である。

質問 22：行政庁の立ち入り検査について、「不適切な運営の疑いのある法人へ随時検査を重点化」「定期的検査に、手法・頻度を含めたメリハリをつける」「不適切な事案の確実な把握のため、外からの情報を活用する」「不適切な事案を覚知した時、法令に従い厳正に対処する」「監督状況・改善状況等について情報公開を検討する」等について、どのように考えますか？

n=113

回答内容	回答数	割合(%)
① 賛成である。	96	85.0
② 意見がある。(具体的に以下の「その他」にご記入ください。)	9	8.0
その他(記述回答の全文は 28 頁のⅢ. (21)参照)	15	13.3
合 計	120	-

<「その他」の主な意見>

- ・定期的な立ち入り検査が必要か疑問である。決算書はじめ定期提出書類を毎年提出しており、財務的な検査ではなく事業の内容や成果などに重きを置いた検査にすべきだと考える。
- ・適切な運営を認められた団体への優遇措置(検査頻度や検査内容の簡素化など)を考えることで、立入検査の効率を高めてほしい。
- ・立入検査については、行政官の趣味のようなものはやめていただきたい。行政官の検査の視点の統一化をしっかりと設けていただきたい。
- ・3年に1回でも良いが、監督行政機関の裁量で、問題のない法人は5年に1回としたらどうか。
- ・公益法人である以上、検査は必要と思うが、特に過去問題のあった法人を中心に実施し、解決方法を一緒に検討していただける検査体制が良い。
- ・立ち入り検査は、公益法人の実態確認とともに、貴重な意見交換の機会である。まずは、担当官には一定レベルの知見やスキルの確保が必要と考えている。併せて、公益事業への関心や理解の下、目標「公益の推進」を公益法人と共有する目線が求められている。その上で、自立自律的な機関運営の円滑な推進を促すように、有効な事例の紹介と共に指導をお願いしたい。

#### (5) 公益活動の活性化のための法整備について

質問23:公益法人行政の DX 推進、インパクト測定・マネジメントの普及啓発、行政庁との対等・協力関係におけるコミュニケーションの充実、公益信託の公益認定制度の一元化等について、ご意見があれば、以下にご記入ください。(記述回答全文は 28 頁のⅢ. (22)参照)

<回答件数 31 件のうちの主な意見>

- ・豊かで健康な市民社会を作り上げていくために公益法人の活動は有効であると考えている。行政庁におかれては「規制」するのではなく行政の公を補完するパートナーとして「協働」の観点から対応してほしい。
- ・スモールオフィスに過度な DX 推進等を強いることは非効率を招くこともあるのではないかと。一律的なシステムの構築を指導官庁で検討できないか。
- ・インパクト測定は重要なことと認識しているが、小規模法人には負担が大きい部分もあるかもしれない。
- ・公益活動の活性化のための法整備という視点が欠けると、官民ともに衰退していくと思う。一般法人からみて「公益認定を取得したいなあ」と思わせる制度にして欲しい。
- ・財団が保有する資産を投資等によって社会問題解決に資するのは、日本以外では当たり前の状況になっているなかで、日本では非常に困難になっている。
- ・公益法人が増えない、増えなくてもよいのか。全面的に抜本的に議論すべきである。現状の分析もせず規制の細かなことばかりで、この増えない現状でよいかを問われている。世界を見て日本の社会課題を見て真剣に議論すべきである。
- ・まずは、公法協等、中間支援組織と定期的な意見交換を開催し、その上で連携し、自立自律的な機

関運営の円滑な推進を促すよう、有効な事例の情宣と共に(立ち入り検査時等)定期的な教育・指導をお願いしたい。

## (6) 今後の予定について

質問 24: 中間報告の細部の検討、具体的な論点、最終的に未検討となる事項についての将来の姿、検討の成果が得られる前後のパブリックコメントの実施等に関して、ご意見があれば、以下にご記入ください。(記述回答全文は 29 頁のⅢ. (23) 参照)

<回答件数 26 件のうちの主な意見>

- ・内部留保してはいけない、利益を出してはいけないという収支相償原則は撤廃すべきと考える。社会的課題の解決を推進し公益事業を更に拡大していくためには、内部留保も必要である。収支相償を撤廃し現状の税の優遇措置も見直し、課税してもいいとさえ感じる。
- ・法改正を前提にするなら、パブコメや対話集会は重要。
- ・収支相償原則と遊休財産保有制限の財務基準は裏表の関係にあるため、どちらかのみが改正されればよいということではないので、必ず両者改正されるようお願いしたい。
- ・パブコメが今後の改正に十分生かされるようにお願いします。
- ・パブコメに多くの関係者が声を上げるよう期待したい。公法協もそれに向けて広報活動をしっかりと行なってほしい。
- ・15 年振りの本格的な検討であり、短期間で全てが網羅されることは難しいと考えている。最終的に未検討となる事項については、これからの議論の余地や可能性を残すようお願いしたい。
- ・運用でお茶を濁すことなく法改正を望む。そのために時宜に即したご連絡と運動の盛り上げを期待します。
- ・パブコメは抽象的な表現でなく、具体的な項目・文章表現でコメントを求めている。さらに、パブリックコメントを採用した形式で(最終)報告を作成していただきたい。行政庁のパフォーマンスに終わってはならないと考える。
- ・検討自体は何回か繰り返されてきていますので、内容もさることながら、今回こそは改正の「実現」に強く期待したいと思います。

## (7) おわりに

質問 25: 今回の中間報告に関して、公益認定等委員会の対応、有識者会議での検討方法並びに公益法人協会の広報の仕方等について、ご意見があれば、以下にご記入ください。(記述回答全文は 30 頁のⅢ. (24) 参照)

<回答件数 46 件のうちの主な意見>

- ・公益法人制度がテーマであれば、実際に法人内部で、肌感覚で経験している人材を有識者会議にもっと入れるべきだと思う。
- ・最終結論ではないものの、若干期待外れ感は否めない。しかし、少しでも前進しそうで、評価しています。公法協としても引き続き公益法人側に立った発信を続けていただきたい。
- ・公法協としては、会員法人から事前にコメントを吸い上げる等の活動をもっと積極的にやられてもよいかと思います。
- ・若手の経営者が公益活動にとっても積極的になってきている印象です。社会により良い変革のインパクトを与えたいと思っており、色々な公益活動を考えています。そういった状況にもかかわらず、今の公益認定委員の方々が非常に保守的で、新しいやり方・手法をなかなか認めてくれません。若くして

成功した人の資産を非営利分野で使ってもらうことは、新しい資本主義の理念にかなうことだと考えています。透明性・ガバナンスはもっと強化すべきと考えます。一方、新しい公益事業(失敗も)について、公益認定委員会は柔軟に・積極的に認めて欲しいと思っています。

- 寄附金に頼らず、健全で立派な成果をあげられている公益法人が多数あるが、その活動は広く理解されているとは言い難い状況にある。「公益法人ならではの」視点からの広報活動のあり方を検討いただき、日本が米国等のようにステークホルダーから寄附をいただけるような社会となることを期待しております。
- 有識者会議の最終提言で、本提言の実施状況をモニタリングする常設型の改善委員会の設置の提案、なども含めていただけるとよいのではないかと思います。
- 大山鳴動ネズミー匹の予感もしないではない。公法協はしっかりと批判すべき点は諦めないで頑張るべき。
- 法改正が実現すれば、これにより、過剰規制の弊が顕著な規則、FAQ、ガイドライン等の改善にも繋がると思われますので、法改正同様期待しております。特に、FAQ、ガイドライン等は、法令ではない故に「問題があればいつでも直せるから」と安易に過剰規制している面があり、法人の創意の芽を摘み、活動を委縮させている一因と思います。法令ではないFAQ、ガイドライン等はあくまで「噛み砕いて、分かりやすく」解説するものに限るべきであり、この度の議論を契機に廃止するものは廃止する等見直すべきと思います。
- 認定法附則第3項(検討)の趣旨からすれば、新制度15年後の今回の「有識者会議」での検討は、残念ながら遅きに失したと言わざるを得ません。
- 今になってと思う事がほとんどではありますが、少しでも前に進むならばと、期待するばかりです。公益を育てるという視点で、公益法人の活動を応援し、また公益法人がその目的のためにしっかり活動が出来る環境となることを希望します。
- 公益法人の最大の問題は、若者がキャリアを積む組織となっていない点にあると感じます。公益法人が学生の就職希望ランキングの上位に来るためには、制度として何が必要かを考えてほしいと思っています。

### Ⅲ. 記述回答

#### (1) 質問2の「その他」の回答(3件)

- ・2月14日付日経新聞朝刊5面において、2024年度の通常国会において公益信託法改正案が上程される報道は、本中間報告書が後押ししたのではないかと思われるため。
- ・①資産の運用緩和にも言及されているから(諸外国の財団のように社会的投資を円滑に実施できるよう期待している)②まだ評価がむづかしい点は、この実現に向けたプロセスの懇談会としての意見が示されていない(この改革の進捗管理は内閣府に一任されてしまうと、ほぼ骨抜きになる恐れがあるため、公益認定委員会以外に恒常的な改善推進委員会が必要)。
- ・公益法人の活動の枷となる問題があることを言及したから。

#### (2) 質問3の「その他」の回答(4件)

- ・小規模法人の事務負担軽減策に触れていないから。
- ・委員間の議論が不十分であり、法令・規制の基準等の根拠が抽象論であり、改正の内容が全く見えないから。
- ・あまり現状と変わらないため。
- ・監督行政的考えでは問題は解決しないから。

#### (3) 質問4の記述回答(9件)

- ・個々には評価できる点もあるが、評価できない点も多々残っており、全体で評価する、しないというのは難しい。
- ・本格的な改正の検討が行われることは評価できるが、実際にどの程度の内容に落ち着くのかまったく読めない。
- ・収支相償原則の見直しを検討するといった方向性については評価できるが、一方で透明性の向上という名の下で開示に関する手間がこれまで以上に増加する事も予測される。行政による事後チェックはこれまでも行われてきているが、検査官の資質レベルについてばらつきがあり、内部で研修等をもう少し行う必要があるのでは、と思う事があります。
- ・公益法人制度の検討・見直しが行われたことは評価するが、法人の規模や事業内容・事業の性格、財源等によって、事情が相当異なることを考えると、例えば収支相償の原則などの見直しが十分とは言えず、実態としてあまり変わらないのではないかと危惧されるため。
- ・質問3①の観点が重要と思います。そちらにチェックしたいとも思います。が、大会声明2022では、「Ⅱ提言 4.」で特例扱いの提言としておきながら、何も具体的な記載がなく、中間報告に反映させるようがないのではないのでしょうか。
- ・中間報告の詳細把握はこれからのため
- ・方向感が定まらない中での活動報告に近い内容だったため。

#### (4) 質問5の「その他」の回答(17件)

- ・今現在、内閣府が指導、啓蒙していることと変わらない。
- ・これまでより解釈が拡大される点は評価できるが、②に賛同できる点もある。
- ・中期的な収支均衡状況の確保の考え方を否定するわけではないが、そこまで議論を深掘すると、他の財務原則との関係(特に遊休財産)が明確でなくなるように感じる。
- ・本来は収支均衡ではなく、財務基盤の拡充による公益の増進であるべきである。
- ・あいまいな表現は、かえって対応に困ることになり結局、もとのやり方にもどってしまう。
- ・収支相償の剰余金の使途について柔軟性を持たせるべきである。
- ・単年度の収支差ではなく、中期的な収支均衡状況の確保を図るものである世の考え方は従来からも言われてきたことである。

- ・従来の考え方でも運用方法で解決可能な定めであったのではないか？
- ・何もないよりは①があるほうがよいが、②にあるような本質的な議論がされておらず、あるいは、議論しようとしても、それを正面から受けとめて、あるべき方向に進めようという姿勢が政府側になくことが問題だと考えます。
- ・中間報告の詳細把握はこれからなのでどちらでもない。
- ・これまでも実質3年での解消でよかったですので、大きな違いが感じられない。また今回の変更により、定期提出書類の内容がより複雑になることがないようにしてほしいと思う。
- ・当然のことであり、個々の解釈が現場でなされ混乱している。もともとの制度が原因の証左である。
- ・公益事業の拡大のためだけではなく、物価の高騰や基本財産の運用に収入が左右されるので、経常経費に充当できる蓄えも必要であり、運用益が低いからと言っても誰も助けてはくれません。運用益が出ているときに経常経費用の蓄えが出来る様にして貰いたいと希望します。
- ・収入の整理はされていないが、方向性としては賛成である。
- ・当たり前の考えだと思います。実は原則はあくまで原則で、このように考えることが出来ますというような分かりにくさが皆を混乱させて、運営を大変にしているのだと思っています。
- ・収支相償原則ではない考え方が議論されるべきである。

#### (5) 質問6の「その他」の回答(18件)

- ・社会的課題の解決に取り組む観点からの最大限の活用の評価軸も重要である。
- ・そう思います。
- ・公的資金が投入されている法人であれば、中間報告に記載されている規律が必要となることも理解できるが、出捐者の寄付等により公的資金が一切投入されていない法人にとってみれば、無駄な規制であり法人の自由な活動を阻害している原則であると考えます。
- ・言葉の解釈や定義ではなく、考え方自体の見直しが必要である。
- ・収支の多少でもって判断するのはいかになものか。悪意をもってすれば、収支相償にかかわらず、何でもできる。具体的に挙げては何ですが、例えば、公益財団法人日本相撲協会は、金儲けをやっているのに、やり方次第で公益法人になるという一例ではないか。
- ・複数年度の視点で取り組む事業もあることから、予算は単年度で縛られず、複数年度で活用すべきである。
- ・以前から言われている考え方で新しいものではない。
- ・Q6のAに同じ
- ・中間報告の詳細把握はこれからなのでどちらでもない。
- ・規制があるとどうしても目的と手段が入違うような、収支相償を達成することが目的のようになってしまわないか。
- ・最有効活用は、財務規制だけでは解決できない。
- ・結果に対するチェックで、それを正当化する考え方に聞こえます。この原則があるから財源の最大限の活用を促すことが出来るとは思いません。
- ・法人の自主的な考え方で決定され、市民がモニターすべきである。

#### (6) 質問7の「その他」の内容(16件)

- ・収支相償原則は撤廃してほしい。
- ・法令上明確化する必要があるかどうかはよくわからない。
- ・法令にお題目だけ明確化しても、形骸化してしまうのではないかと感じる。
- ・法令上明確化するのには次善の策としてはやむを得ないかもしれない。しかし、そもそも出捐者の寄付等により公的資金が一切投入されていない法人にとってみれば、この規制は不要としか思えません。
- ・上記5、6と同じ

- ・基準を明確にしてほしい。中期的とは、具体的にどの期間を言うのか。収支均衡状況とはどのような状況なのか。このようにやっていると、益々ややこしくなるのではないかと懸念します。
- ・法令上明記することのメリットデメリットの検討が自身で十分できていない。
- ・認定法第14条は、単年度で満たすことを条件としておらず、国等によくしているとおり、法人で3年とか5年の事業計画、収支計画を作り、満たしていると宣言すれば足りる。
- ・ないよりは①②があるほうがよいが、収支相償基準についてこういう対応をとることで「15年目にあるべき見直しを行った」とする対応は、本質的に適切なものとは考えられない。
- ・具体的にどのように明記されるものか不安である。
- ・収支均衡を図ること自体が法制を歪めている。
- ・内閣府の担当官の判断がばらつくことを避けてもらいたい。
- ・企業の継続の観点も公益目的事業実施には必要であり、その点も考慮した内容にすべき。

#### (7) 質問8の「その他」の内容(10件)

- ・特定費用準備資金についても何に活用すべきか短期間で意思決定することは難しい。
- ・もう少し実状を検討しないと分かりません。
- ・今現在、内閣府が指導、啓蒙していることと変わらない。
- ・財務基盤の拡充による法人の存続と事業拡大が担保されることが重要
- ・預金など範囲を広くして準備金とさせてほしいが、外部から見れば内部保留金に見えてしまう。
- ・従来からある考え方である。
- ・収益の半分は、寄付金収入とし、残余は、5号財産で管理すれば、解決する。
- ・よいことだと考えますが、その「準備金」としての認定をえるための基準が簡便なものなのかどうか、この点が一番重要だと考えます。
- ・そもそもの規制が行きすぎである。

#### (8) 質問9の「その他」の内容(10件)

- ・現状である程度納得のいくものである。
- ・単年度で把握すべきだと思う。
- ・細かく規定するべきではない。
- ・把握方法については考えが及んでいない。
- ・かなりの部分が法人の運営に任されており、公益認定委員会から不可の判断があるのなら、裁判でもすれば、良いと思う。
- ・中間報告の詳細把握はこれからなのでどちらでもない。
- ・適正な把握方法はない。誰でもわかる簡単なものでなければならない。
- ・ストックしたものの用途が明確なのであれば、毎年のチェックからのぞいても問題ない。
- ・当財団の実態からみると理事会に提出する予算案で必要に応じて方向性を明確にしてご承認いただくつもりなので、雑にするつもりもないし、明確化しろと言われてもその程度による。
- ・勉強中のため、判断できない。

#### (9) 質問10の「その他」の内容(8件)

- ・①に賛成であり、公益法人の税制優遇が厳しくなったとしても収支相償原則は撤廃した方が良く思う。
- ・国税当局（主税局）及び自民税調を議論に巻き込むべきと考える。
- ・質問9までの回答のとおり
- ・中間報告の詳細把握はこれからなのでどちらでもない。
- ・どの税制優遇と収支原則がリンクするのか、論理的にその基準を確認すべきである。原則そのものが基準として適切ではない。

- ・収支相償と税制優遇の関係の詳細を理解しておらず良くわからない。

#### (10) 質問 11 の「その他」の内容(18 件)

- ・事業収入のみの収支相償なら存続もあり得るのではないか。
- ・③にキャップをかければ良いのではないか。
- ・①や②の前提条件がはっきりしないと何とも言えない。
- ・上記選択肢がよく理解できず選択できません。
- ・そもそも収支相償の原則と収益事業非課税がセットになっていることに違和感を感じる。
- ・法人税法との関連で現実的に完全撤廃は困難と思われる。であれば、剰余金の運用について柔軟性を持った対応を望む。
- ・国税当局（主税局）及び自民税調を議論に巻き込むべきと考える。それなくしては、「かもしれない。」論を突破できない。
- ・超過留保課税を考慮する余地あり。
- ・質問 9 までの回答のとおり。
- ・中間報告の詳細把握はこれからなのでどちらでもない。
- ・公益活動の促進・拡大に何が必要かをまず検討すべきである。
- ・要は度合の問題であり、完全撤廃とするよりも、事業・企業の継続の観点から、過去の赤字の補填・借入金の返済等、制度に柔軟性を持たせることが必要と思う。
- ・法人会計も含めて整理をすべきと思う。
- ・収支相償原則も遊休財産規制も、元々どちらも合理的な根拠はないため合理的根拠がない制度は廃止するしかない。その上でより良い新しい仕組みにすべきである。
- ・市民がモニターする。迅速な対応が必要なケースは行政が対応する。
- ・当財団は収益事業を実施していないこと、税法上とのからみが不勉強で包括的に理解できていないのでノーコメントでお願いします。

#### (11) 質問 12 の「その他」の内容(6 件)

- ・過大（死蔵）の意味次第。一定の制限はあったほうがよい。
- ・公的資金が投入されている法人については死蔵を避ける必要があるという考え方は理解できます。出捐者の寄付等により公的資金が投入されていない法人については、そもそも規制の必要は無いと考えます。
- ・年間費用（1 年分）に相当するものとなっているが、これでは心もとないので、2 年分としたらどうか。
- ・弊害ばかりが議論され、拡大・促進の議論が全くない。
- ・法人自治の問題であり、一律の規制はそぐわない

#### (12) 質問 13 の「その他」の内容(10 件)

- ・公益事業の原資を 1 年ごとに評価する制度自体の合理性の問題があるのではないか。
- ・法人のガバナンスと監査によって管理される財産（資金）に遊休という概念は適当ではない。
- ・英国のように内部留保に関する法人のポリシーを自己責任で公表することで遊休財産規制は本来撤廃すべきである。
- ・質問 8 回答のとおり。
- ・中間報告の詳細把握はこれからなのでどちらでもない。
- ・法人の継続にはある程度の資金が必要であり、いちいち外部に対し「合理的理由」を説明しないといけないのは煩雑。1 年分は少なすぎると思うので、2～3 年分程度に引き上げてはどうか。
- ・活動費も考慮せず、事業費 1 年分のみとする基準を規制の根拠とする理由の説明はなく、拡大する必要性とのギャップがある。

### (13) 質問 14 の「その他」の内容(4 件)

- ・現状の準備資金制度は適切なものであると思う。
- ・「適切に」という文言ではなく、具体的な基準を示していただけることを願います。何が適切かを法人に委ねられると判断が難しくなります。
- ・単年度で収支管理をする考え方が古い。
- ・そもそもこの規制が促進・拡大のために妥当なのかを議論すべきである。

### (14) 質問 15 の記述回答(21 件)

- ・「公益目的事業比率が総支出の 50%以上」について特段に問題とは思えない。
- ・比率の緩和をしてほしい。
- ・結果的に国家全体での公益目的事業総量が増大すれば良いのであり、幅広い事業パターンを容認すべき。
- ・不測の事態により、一時的に 50%を下回ることも有り得るので、それについての柔軟性があれば特段現状のままで良いのではないかと思う。
- ・公益目的事業を審議する理事会開催費用も公益目的比率に加えるべきである。幅広く公益事業の定義、見直しをすべきである。
- ・収益事業の利益を公益目的事業に使用する場合は、公益目的事業の費用と見なす措置が望ましい。
- ・事業費で規制することの理屈・意義が明確でなく、見いだせない。
- ・弊会は公益目的事業比率 100%で問題ない。
- ・公益目的事業の解釈は限定的であり。多様な事業を行うためにも、比率を下げるなど弾力的に行えるようにすべきである。
- ・シンプルなものになればと思います。条件分岐を複雑にするべきではないと思います。
- ・現状、当財団は、80%としているが、今は無理な状況ではないが、将来変動を考えると幅があることが望ましい。

### (15) 質問 16 の「その他」の内容(6 件)

- ・現状でも見られる内閣府の「恣意性」が拡大するだけである。
- ・事後チェックはいきなりレッドカードでなくイエローカード 1 枚に (念の為コメント)。
- ・「法人の公益性に大きな影響を与えないような変更」の定義をはっきりすること
- ・わずかな収益があること、受益者がごく限られることなどにより、収益事業や互助的事业として、公益目的事業から分離させられた事業が多数あると思われる。法人の計画では、それらも公益目的事業であり、収支相償にも影響を与えている。過去の収支の状況(決算書:増減計算書内訳表)から一括で見直しできる提言を期待したい。
- ・具体的に不明で、すべて事後届け出制にすべき。また、合併等の諸手続きについてもモデル等を案内すべき、社会福祉法人等に比べ情報が不親切である。
- ・本当にそのように運営していただくことを願うばかりです。
- ・具体的に不明で、すべて事後届け出制にすべき。また、合併等の諸手続きについてもモデル等を案内すべき、社会福祉法人等に比べ情報が不親切である。

### (16) 質問 17 の「その他」の内容(7 件)

- ・最近の公益認定においては些細な不備をあげつらったり、委員会の意見を押し付けてくるような印象がある。また、担当職員の知識不足により審査が長引いたりするので、苦情を申し立てる部署を作ってほしい。
- ・効率化には賛成します。定期提出書類の Excel シートが複雑すぎると感じます。
- ・そもそもあいまいな基準(経理・技術等)が多すぎる。審査する担当官・委員の個人の価値判断に影響が大きい。

- ・変更認定申請に当たっては、A～H 表は省略し、変更開始年度に係る年度の定期提出書類で確認することで良いのではないかと。
- ・しっかりと情報公開をお願いします。情報公開したくないから、団体からの申請を取り下げなさいと言うような指導はあってはならないと思います。

#### (17) 質問 18 の「その他」の内容(12 件)

- ・出向元の省庁による縦割りはどうにもならない。
- ・ルール of 安定的な運営には時間を要するのでは。
- ・法人自治が尊重されるべきである。
- ・行政庁の余計な関与はご遠慮したい。
- ・行政の立場ではなく、公益法人の活動を活かすようにお願いします。
- ・全国的な統一性を希求するか、地方自治を希求するかであり、前者であれば現在の都道府県別認定事務局を廃止し、内閣府の各支局にすべきである。
- ・定時提出書類の不備について、長年指摘されない事項が多数ある。行政庁は、不備事項について指摘し、修正させるべきである。
- ・今の研修が不十分なら、改善できない。研修を増やしても限界がある。誰でもわかる制度であることが前提である。
- ・基本的には賛成ですが、「統一的指示」や「研修」の内容が逆効果になるものでないことを願います。
- ・十分な知識を持って、取り締まるのではなく応援するという気持ちで対応する担当者を増やしてもらって研修としていただきたい。

#### (18) 質問 19 の「その他」の内容(10 件)

- ・趣旨は大いに理解するが、規則が詳細に規定されると事務量の増加に繋がることを危惧する。
- ・常勤職員が限定的ななか業務量が増加する施策は避けたい。
- ・書類作成等の事務負担の軽減は賛成であるが、事業の成果に関する情報の開示については問題があるのでは
- ・定期提出書類等のフォーマットについて頻繁に変更したり、複雑にしないでもらいたい。もう少し簡便化してもらいたい。
- ・各法人の負担にならないよう整備して下さい。
- ・質問 18 に同じ
- ・内容が不明である。また誰でも入力・わかるシンプルさが前提、行政が作成し提供すべきであるが、今のシステムの状況から改善するとは到底想像できない。シンプルな制度が前提である。
- ・デジタル化は、公益法人の規模や運営態勢の太宗を考慮し、業務負荷軽減の趣旨に沿って、推進いただくようお願いしたい。
- ・本当に使い勝手の良いものにすべき。

#### (19) 質問 20 の「その他」の内容(23 件)

- ・外部からの視点というのが不明確
- ・ガバナンス過敏症になって事業の柔軟性がなくなる心配もある。
- ・法人運営への外部視点としては、指導機関の監査等を適切に行うことで十分と考える。
- ・船頭多くして船進まずの事態を避けるためには、外部者の権能の明確化が必要。
- ・すでに自律的にガバナンスが機能している。
- ・外部の視点について、どのような「外部」なのか、はっきりしない。また、その「外部」によっては、大きな負担になりかねないのではないかと。
- ・考え方には基本賛成だが、外部視点の導入が外部監査の義務化のような重いルールとならないことを望む。

- ・法人のガバナンス向上には賛成だが、法人運営への外部の視点の導入については、理事会評議員会のメンバーは外部有識者により構成されているのでそれで十分であると思料。
- ・基本的には賛成だが、小規模法人には負担が大きい部分もあるかもしれない。
- ・外部視点の導入として、公認会計士の監査導入等には反対である。
- ・不適切な運営を行っていたスポーツ団体等に対して外部からの視点の導入を行うのは構わないが、適切に業務運営を行っている法人に対して外部からの視点が必ずしも良いものとは限らないと考えます。
- ・小規模な法人は対応が難しいのではないか。
- ・これが何を求めることを意味するのかが明示されないと判断不能。
- ・外部からの視点については、対象法人は大規模法人とすべきである。すべての法人に強いるのは問題と考える。
- ・外部の視点、中間支援団体等の連携とは全く不明である。今の状態がそんなに悪いのはなぜか、制度の問題ではないか。外部が増えて関係者に介入させる意義はない。
- ・法人の書類作成等事務負担の軽減等が担保されることが必要
- ・公益法人制度運用の柔軟化に伴い、ガバナンス強化が求められると受け止めている。本来自立自律であるべき機関運営に関し、公益法人の規模や運営態勢を考慮せず、一律に負担を掛けるとも実質的には機能したいため、避けるべきと考えている。会社法の改正では、株式会社の統治形態の導入等、ガバナンスの段階的な強化が図られたが、代表者の独走や不正会計などの不祥事案は変わらず発生している。規制強化は解決策ではなく、対処療法に過ぎない。先ずは、公法協等、中間組織と定期的な意見交換を開催し、その上で、連携し、自立自律的な機関運営の円滑な推進を促すよう、有効な事例の情宣と共に（立ち入り検査時等）定期的な教育・指導をお願いしたい。
- ・外部からの視点について、職能団体を除けば、外部理事を選んでおり、法人にコスト面の負担がかからないように配慮して欲しい。
- ・ガバナンスは法人主体であるべきで、規模、事業内容など構わずに一律のものを押し付けることはあってはならない。
- ・趣旨には賛成だが、法人運営に過大な負担とならない具体策とすべきである。また、「中間支援団体」というのが新たな組織体を指すのであれば慎重な議論が必要。

## (20) 質問 21 の「その他」の内容 (8 件)

- ・一部の公益法人に暴走があることも事実。
- ・事後チェックが「民を網するものにならない」ための明確化が必要ではないか。
- ・賛成だが、これは公益法人制度改革の当初から決まっていたこと、今まで放置したことは行政の怠慢と責任である。
- ・抽象的である。規制があればチェックが大変。恣意性・裁量が入る。規制そのものをシンプルにして形式審査にすべきである。
- ・「非課税の特典があるから、公益制運営を厳格化を図る。」の視点ではなく、「高邁な精神の下、公益事業を推進している」公益法人の立場に立った、監督行政を希望している。一部の不正事案の発生防止の観点から、一律に規制強化や運用を強化することは、ERM リスク管理経営上からも適切な施策ではなく、真因分析と公益法人の経営資源や業務負荷のバランスの中で検討すべきと考えている。その意味では、事後チェック型への移行、監督ガイドラインの公表は望ましいと考えている。
- ・「事後チェック型」への移行はそもそもの公益法人制度設計思想を根本から覆すことであり、微修正に留まらない抜本改革が必要なのではと感じます。結果として「事前チェックかつ事後チェック型」への移行という改悪にならないよう注意が必要です。
- ・1 団体の事象が、行き過ぎない監督処分に繋がらないようにと考える。
- ・基準の明確化が必要である。

### (21) 質問 22 の「その他」の内容(15 件)

- ・過剰な監督・指導にならないよう留意が必要。
- ・既に実施していると考える。
- ・定期的な立ち入り検査が必要か疑問である。決算書はじめ定期提出書類を毎年提出しており、財務的な検査ではなく事業の内容や成果などに重きを置いた検査にすべきだと考える。
- ・言うは易いが「不適切」の内容を誰がどう判断するかが課題。
- ・適切な運営を認められた団体への優遇措置（検査頻度や検査内容の簡素化など）を考えることで、立入検査の効率を高めてほしい。
- ・立入検査については行政官の趣味のようなものはやめていただきたい。行政官の検査の視点の統一化をしっかりと設けていただきたい。
- ・3年に1回でも良いが、監督行政機関の裁量で、問題のない法人は5年に1回とかできるようにしたらどうか。
- ・公益法人である以上、検査は必要と思うが、特に過去問題のあった法人を中心に実施し、解決方法を一緒に検討していただける検査体制が良い。
- ・立入検査の頻度が高い場合、運営に支障をきたすことがあるのではないかな。
- ・そもそも規制が複雑ゆえである。質問 21 と同様の問題がある。
- ・立ち入り検査は、公益法人の実態確認とともに、貴重な意見交換の機会である。まずは、担当官には一定レベルの知見やスキルの確保が必要と考えている。併せて、公益事業への関心や理解の下、目標「公益の推進」を公益法人と共有する目線が求められている。その上で、自立自律的な機関運営の円滑な推進を促すように、有効な事例の紹介と共に指導をお願いしたい。
- ・担当官の判断のバラつきを改善することが先決。
- ・不適切な・・・の判断に担当官の裁量が働かないように慎重であって欲しい。
- ・不適切な運営とは何か等、団体を監督することばかりを考えないで「公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において」の意味をもう一度考えてほしい。

### (22) 質問 23 の記述回答(31 件)

- ・提出書類の審査に時間がかかりすぎる。一定期間審査する場合はその理由を明示すべきである。
- ・豊かで健康は市民社会を作り上げていくために公益法人の活動は有効であると考えている。行政庁におかれては「規制」するのではなく行政の公を補完するパートナーとして「協働」の観点から対応してほしい。
- ・基本は団体自治に任す。
- ・スモールオフィスに過度な DX 推進等を強いることは非効率を招くこともあるのではないかな。一律的なシステムの構築を指導官庁で検討できないかな。
- ・行政庁の過度な関与は公益法人の活動の妨げになるように思う。
- ・財団が運営しやすい方向であればありがたいです。
- ・公益法人の認定・監督官庁が都道府県と内閣府とに別れており、前者の活動範囲は域内に限定されるとの解釈が存在するが、科学・芸術・スポーツ更に諸産業には、グローバルな展開が求められるので、この機会に、この点（活動範囲が拘束されないこと）を明確化して欲しい。
- ・インパクト測定は重要なことと認識しているが、小規模法人には負担が大きい部分もあるかもしれない。
- ・「民による公益の増進」を基本にして下さい。
- ・DX はぜひ推進してほしいです。
- ・好事例については共有したい。
- ・公益活動の活性化のための法整備 という視点が欠けると官民ともに衰退していくと思う。一般法人から観て「公益認定を取得したいなあ。」と思わせる制度にして欲しい。

- ・財団が保有する資産を投資等によって社会問題解決に資するのは、日本以外では当たり前の状況になっているなかで、日本では非常に困難になっている。
- ・公益信託改正法案の早期国会提出を望む、インパクト評価・測定は実際活用可能かどうか疑問あり。
- ・公益法人が増えない、増えなくてもよいのか。全面的に抜本的に議論すべきである。現状の分析もせず規制の細かなことばかりで、この増えない現状でよいかを問われている。世界を見て日本の社会課題を見て真剣に議論すべきである。
- ・まずは、公法協等、中間組織と定期的な意見交換を開催し、その上で、連携し、自立自律的な機関運営の円滑な推進を促すよう、有効な事例の情宣と共に（立ち入り検査時等）定期的な教育・指導をお願いしたい。
- ・DX 棟は積極的に進めていただきたい。中小法人では自力では無理。
- ・一般社団法人です。直接の影響はありませんが、公益法人の監督行政がどこに向いているのか参考になりました。
- ・放置されている公益認定法改正の実現は強くお願いしたいです。

### (23) 質問 24 の記述回答(26 件)

- ・内部留保してはいけない、利益を出してはいけないという収支相償原則は撤廃すべきと考える。社会的課題の解決を推進し公益事業を更に拡大していくためには、内部留保も必要である。収支相償を撤廃し現状の税の優遇措置も見直し、課税してもいいとさえ感じる。
- ・法改正を前提にするならパブコメや対話集会は重要。
- ・収支相償原則と遊休財産保有制限の財務基準は裏表の関係にあるため、どちらかのみが改正されればよいということではないので、必ず両者改正されるようお願いしたい。
- ・是非、進めていただきたい。
- ・社会的課題解決に向けた公益的活動の活性化の観点から議論が継続されることを期待する。
- ・血の通った制度とするために、公法協や助成財団センター等がリーダーシップをとり、会員団体の意見を吸い上げて頂ければと思います。
- ・パブコメが今後の改正に十分生かされるようにお願いします。
- ・有識者の先生方と事務局による、実質的な議論が深められるよう望む。
- ・各法人の意見を集約して、公益法人協会から出して下さい
- ・公益法人協会には、法人の代表として、その対応を期待しております。
- ・パブコメに多くの関係者が声を上げるよう期待したい、公法協もそれに向けて広報活動をしっかりとやっていただきたい。
- ・是非実施する必要があると考えます。
- ・Q23 と同様、広い視野で見つめなおしてほしい。
- ・15 年振りの本格的な検討であり、短期間で全てが網羅されることは難しいと考えている。最終的に未検討となる事項については、これからの議論の余地や可能性を残すようお願いしたい。
- ・貴会での積極的な情報開示を期待しております。
- ・運用でお茶を濁すことなく法改正を望む。そのために時宜に即したご連絡と運動の盛り上げを期待します。
- ・パブコメは抽象的な表現でなく、具体的な項目・文章表現でコメントを求めている。さらに、パブリックコメントを採用した形式で(最終) 報告を作成していただきたい。行政庁のパフォーマンスに終わってはならないと考える。
- ・貴協会 機関誌「公益法人」を介して公益法人制度の情報を収集します
- ・検討自体は何回か繰り返されてきていますので、内容もさることながら、今回こそは改正の「実現」に強く期待したいと思います。

- ・過度な事案は不要だが、判断する基準は明確にして頂きたい。
- ・議論に慎重になりすぎず、できるだけ早くパブリックコメントの実施が可能となることを望みます。

#### (24) 質問 25 の記述回答(46 件)

- ・切実なる公益法人の生の声を届けていただきたい。
- ・大変、参考になったセミナーでした。今後も適宜適切な情報発信をお願い致したい。
- ・公益法人協会様の主導で収支相償原則など規制の多い縛りを撤廃していただきたい。
- ・有識者会議のメンバーを見ると、オブザーバー含め 13 名中、公益法人所属の方は 3 名しかおらず、非常に違和感を感じた。法人からのヒアリングは実施されているようだが、公益法人制度がテーマであれば、実際に法人内部で肌感覚で経験している人材を有識者会議にもっと入れるべきと思う。
- ・弊財団の基本財産 100%出資者に情報提供(今回の報告会の資料を活用させていただいたことを御礼申し上げます)し、当方から説明して大変よくご理解いただくことができました。各団体においても必要に応じて関係先への説明を進めることを推奨されると良いと思います。
- ・最終結論ではないものの、若干期待外れ感は否めない。しかし、少しでも前進しそうで、評価しています。公法協としても引き続き公益法人側に立った発信を続けていただきたい。
- ・随時、最新情報をわかりやすく広報していただき、助かっています。先の話になりますが、改正後は、法人として必要な対応が何か、対応方法について、ご指導いただけると幸いです。
- ・理事長が有識者会議座長を務められている事もあり、公法協としての立ち振る舞いは難しい点もあると思いますが、会員法人から事前にコメントを吸い上げる等の活動をもっと積極的にやられてもよいかと思えます。
- ・前回のアンケート時にも感じたが、公法協からのアンケートは量が多く複雑で、回答に骨が折れる。また、予定した回答を引き出そうとしているのか、選択肢が恣意的であると感じることが多い(選びたい選択肢がないことが多い。その場合は「その他」を選んで説明しろ」ということだとは理解するが)。
- ・公益法人協会のタイミングのいい広報に感謝しています。今後もよろしく願い申し上げます。
- ・公益法人協会の考え方に大いに賛成。今後とも我々の先頭に立って頑張っていただきたい。
- ・検討結果が実行されることを願っています。今後とも情報共有方よろしく願います。
- ・先日のような報告会を開催してもらいたいです。
- ・公益法人協会として、幅広に会員から意見を徴収し、審議会に何らかの形で反映させる努力をすべきと思えます。
- ・2008 年の公益法人制度改革を評価・総括する意味で今回の一連のアクションは評価されるべきものと考えます。
- ・一部の悪質な例を基準とするのではなく、民間公益活動がより活性化することで様々な社会的課題に向き合い、日本の明るい未来に期待が持てるような制度の見直しとして下さい。
- ・今回の中間報告は、公益法人制度の課題と解決の方向性をまとめた素晴らしいものだと思います。私からの意見は以下の通りです。  
若手の経営者が公益活動にとっても積極的になってきている印象です。社会により良い変革のインパクトを与えたいと思っており、色々な公益活動を考えています。そういった状況にもかかわらず、今の公益認定委員の方々が非常に保守的で、新しいやり方・手法をなかなか認めてくれません。若くして成功した人の資産を非営利分野で使ってもらうことは、新しい資本主義の理念にかなうことだと考えています。透明性・ガバナンスはもっと強化すべきと考えます。一方、新しい公益事業(失敗も)について、公益認定委員会は柔軟に・積極的に認めて欲しいと思っています。
- ・寄附金に頼らず、健全で立派な成果をあげられている公益法人が多数あるが、その活動は広く

理解されているとは言い難い状況にある。「公益法人ならでは」の視点からの広報活動のあり方を検討いただき、日本が米国等のようにステークホルダーから寄附をいただけるような社会となることを期待しております。

- ・公益認定等委員会事務局に、やらされ感を感じる。もっと公益法人制度の改善（一般法人から観ても憧れる制度）に向けて、公益法人と一緒に主体的に動いて欲しい。
- ・セミナーを開催していただきありがとうございました。状況がよく理解できました。法改正時等、進捗状況に応じ、同様のセミナーの開催を希望します。
- ・①公益認定委員会の人選についての透明性（同一法人からの継続した派遣の見直し）、②有識者会議の最終提言で、本提言の実施状況をモニタリングする常設型の改善委員会の設置の提案、なども含めていただけるとよいのではないかと思います。
- ・公益法人制度がより良い方向へ整備されることを切に願うばかりです。有識者の方々には、法人運営にあたり実務を担う事務局担当者の声も掬っていただき制度改革を進めていただきたいと思います。公益法人協会にはその橋渡しとして今後も活動することを期待し、支持いたします。
- ・中間報告が最終的にどう生かされ、いつまでに具体化するかのロードマップを示してほしい。
- ・大山鳴動ネズミー一匹の予感もしないではない。公法協はしっかりと批判すべき点は諦めないで頑張るべき。
- ・多くの決算書類を分析して、不備等を分類し、必要な対応を検討すべき。
- ・公益法人協会の立ち位置を支持します。頑張ってください。
- ・今回の報告会ありがとうございました。

このようにオンラインで適時に行っていただけだと、議論のポイントが理解しやすかった。

なお、本アンケートの回答は、あくまでも個人の見解でありますので念のため申し添えます。

- ・質問 24 と同様。協会運営についても未来の日本のために有識者会議で議論してほしい。
- ・公益法人協会は、有識者会議の内容をまとめた上で意見を付し、新春報告会や情報誌「公益法人」へ掲載する等良く対応していただいていると思う。
- ・法改正が実現すれば、これにより、過剰規制の弊が顕著な規則、FAQ、ガイド等の改善にも繋がると思われますので、法改正同様期待しております。特に、FAQ、ガイド等は、法令ではない故に「問題があればいつでも直せるから。」と安易に過剰規制している面があり、法人の創意の芽を摘み、活動を委縮させている一因と思います。法令ではないFAQ、ガイド等はあくまで「噛み砕いて、分かりやすく」解説するものに限るべきであり、この度の議論を契機に廃止するものは廃止する等見直すべきと思います。
- ・公益財団が抱える問題点について、改善して頂けるように頑張ってくださいと思います。1財団だけでは国は動かせません。
- ・財務判定が従来の収支計算書ベースの検討が中心で、発生主義に基づく損益計算書での検討をより深めてほしい。
- ・速報の形でメール等でお知らせ頂けるとありがたい。当連合会は全国都道府県のレング組織であり、現場の声を集約する必要があるれば、協力できますので、ご指示ください。
- ・認定法附則第3項（検討）の趣旨からすれば、新制度15年後の今回の「有識者会議」での検討は、残念ながら遅きに失したと言わざるを得ません。
- ・（その他意見）本会は社会福祉関係者の資質向上に関する研修・研究に助成を行っている助成財団法人なので、公益認定以降10年以上経過しておりますが、内閣府検査でも特に問題点になることはありませんでした。

また運用収入の他に収益事業収入があることから安定した事業の継続が出来、恵まれていると感じております。

但し公益事業収入で事業を実施する法人（例えばオーケストラなど観客収入など）はコロナ禍の中、ご苦労されたと思います。

今回、「収支相償原則の見直し」及び「遊休財産規制の見直し」検討される事は良かったと思

います。個人意見としては公益目的事業費 1 年分相当ではなく、2 年分相当が必要ではないか  
と思います。

- 今になってと思う事がほとんどではありますが、少しでも前に進むならばと、期待するばかり  
です。公益を育てるという視点で、公益法人の活動を応援し、また公益法人がその目的のため  
にしっかり活動が出来る環境となることを希望します。
- 公益法人協会さんには難しい問題の取りまとめの労をとっていただき、ありがとうございます  
です。法人側が自ら律することはもちろん、社会に向けてより自律的に活動出来る枠組みにして  
いくことが不可欠であり、今回の中間報告はそのほんの一步です。引き続き、課題をしっかり  
と見据えて提言し続けることが大切と考えます。
- 公益法人の最大の問題は、若者がキャリアを積む組織となっていない点にあると感じます。公  
益法人が学生の就職希望ランキングの上位に来るためには、制度として何が必要かを考えて  
ほしいと思っています。
- 従来通りで結構です。
- 今回の公益法人協会のセミナーは非常にためになりました。今後も、積極的な情報発信をお願  
い致します。

## IV. 資料

### 1. アンケートの質問内容一覧

#### I. 中間報告書全体について

##### 1. 中間報告書の評価

質問1 現時点で評価するとしたら、以下の5段階のいずれになりますか？

- ①「大いに評価する」
- ②「どちらかと言えば評価する」
- ③「どちらかと言えば評価しない」
- ④「評価しない」
- ⑤「評価が難しい。(何とも評価ができない。)」

質問2 Q1で、①大いに評価する、②どちらかと言えば評価するとした理由について、次の中から選択してください。(複数回答可)

- ①新制度が施行15年たち、はじめて本格的な改正の検討が行われるから。
- ②一番問題であった財務三基準の改正について検討が行われるから。
- ③申請手続きや変更手続き等の簡素化、立入検査の方法の改正が検討されるから。
- ④DXの活用、インパクト測定、情報公開方法等の新たな事項が検討されるから。
- ⑤その他(具体的にご記入ください)

(記述回答 )

資料3 Q1で、③どちらかと言えば評価しない、④評価しないとした理由について、次の中から選択してください。(複数回答可)

- ①評議員制度等の組織の問題や中小法人の扱いが全く考慮されていないから。
- ②一番問題である収支相償の見直しが抜本的に行われていないから。
- ③財務三基準の改正が法律による改正でなく、運用で行われようとしているから。
- ④公益目的事業拡大の視点が全くといっていいほど考慮されていないから。
- ⑤その他(具体的にご記入ください)

(記述回答 )

資料4 Q1で⑤評価が難しい。(何とも評価ができない。)とした理由について、具体的なものがあれば※、以下にご記入下さい。

※(例)拙速でありもっとじっくり議論すべき、「公」による官民協働をもっと議論すべき、自主的な公益法人活動を議論すべき等。

(記述回答 )

#### II. 財務三基準の見直しについて

##### 1. 収支相償原則について

質問5 収支相償原則は、「単年度の収支差ではなく、中期的な収支均衡の確保を図るものである」と中間報告で記載されましたが、どのように考えますか？

- ①考え方に賛成する。
- ②収支相償原則は、公益目的事業の収入(認定法14条)に関する規制であり、収入の性格の意義や性格が議論されていないから、反対である。
- ③その他(具体的にご記入ください)

(記述回答 )

質問6 収支相償原則は、「公益目的事業に充てられるべき財源の最大限の活用を促す制度」と中間報告で記載されましたが、どのように考えますか？

- ①考え方は新しい視点であり、賛成する。
  - ②財源の最大限の活用は、収支相償原則でなく、遊休財産規制等ストックで考えるべき問題として対応すべきことである。
  - ③その他(具体的にご記入ください)
- (記述回答 )

質問7 中期的な収支均衡状況の確保を図るとの趣旨について、「法令上明確化する方向で検討する」と中間報告で記載されましたが、どのように考えますか？

- ①法令上趣旨を明記することは進歩である。
  - ②法令上趣旨を明記するだけでは不十分である。収入/費用の種類や具体的取扱い方法も明記されるべきである。
  - ③その他(具体的にご記入ください)
- (記述回答 )

質問8 中期的な収支均衡状況の把握に当たっては、「将来の公益目的事業の持続・拡充のために積み立てる準備資金は費用とみなす」と中間報告で記載されましたが、どのように考えますか？

- ①特定費用準備資金及び資産取得資金の使い勝手が向上すればよい。
  - ②対象となる準備資金の範囲を、上記以外に拡大して欲しい。
  - ③その他(具体的にご記入ください)
- (記述回答 )

質問9 中期的な収支状況の把握方法等について、どのように考えますか？

- ①中期的な収支均衡とは具体的に何か、期間や収支判定の方法について明確化すべきである。
  - ②単年度収支差でなく中期的な収支均衡であれば、毎年度、収入の入口段階(フロー)で煩雑な作業を強いるべきではない。
  - ③その他(具体的にご記入ください)
- (記述回答 )

質問10 収支相償原則と税制優遇との関係について、「収支相償を論拠に公益目的事業非課税がある」とする中間報告記載の一部意見について、どのように考えますか？

- ①収支相償原則は、公益目的事業非課税という税制優遇措置との引き換えの議論ではない。公益目的事業拡大の観点から見直すべきである。
  - ②収支相償原則の完全撤廃と公益目的事業非課税が全面的に関連しているならば、慎重に議論すべきである。
  - ③その他(具体的にご記入ください)
- (記述回答 )

質問11 収支相償原則の完全撤廃について、どのように考えますか？(複数回答可)

- ①公益法人全体の税制優遇に大きな影響がなければ、収支相償原則は完全撤廃すべきである。
  - ②「公益目的事業が全て非課税※」という税制優遇は、公益法人にとって大きな影響があるため、完全撤廃すべきではない。
- ※「法人税法の34業種の収益事業に当たる場合であってもその事業が公益認定されればそ

れが非課税とされる（法人税施行分 § 6②一）」

- ③収支相償の原則が撤廃されても、他の規制や自主ルールがあればよい。税制優遇の議論とは切り離して議論を行う必要がある。
- ④その他(具体的にご記入ください)   
(記述回答 )

## 2. 遊休財産規制について

質問 12 「法人にとって一定程度自由に使用できる余裕財産が必要な一方で、公益目的事業の実施とは関係なく法人内部に過大に蓄積されること（死蔵）は避ける必要がある」と中間報告で記載されましたが、どのように考えますか？（複数回答可）

- ①法人内部に過大に蓄積されること（死蔵）を避ける考え方に賛成である。
- ②法人内部に過大に蓄積されること(死蔵)を避けるという考えは、公益目的事業財産が管理される法制(認定法 § 18)が用意されているのでおかしい。
- ③死蔵の観点でなく、成長戦略を考え、「公益増進および活力ある社会の実現に資する」(認定法 1 条) という目的を達成する視点を具体的な形で考えるべきである。
- ④その他（具体的にご記入下さい）   
(記述回答 )

質問 13 「合理的な理由により現行の公益目的事業費 1 年分相当という上限額を超えて」と中間報告で記載されましたが、どのように考えますか？

- ①合理的な理由があれば、1 年分の事業費を超えた財産を容認するという考えは、大きな進歩であり評価できる。
- ②合理的な理由について基準が示されずに、法人側の説明責任が過剰に要求されるのでは、担当官の裁量に任される可能性があるため、具体的運用に懸念がある。
- ③その他（具体的にご記入下さい）   
(記述回答 )

質問 14 「超過分は将来の公益目的事業のために適切に管理・活用することを、法人自らが明らかにする」と中間報告で記載されましたが、剰余金の活用について、どのように考えますか？（複数回答可）

- ①不測の事態（大規模自然災害やコロナ等のパンデミック等）に備えて、適正な法人活動が継続できるよう、相応の資金を備えることを容認すべきである。
- ②過去に生じた赤字の補てんとして、剰余金を繰り越し、補填することが可能になるように検討すべきである。
- ③将来の成長戦略として剰余金を活用すること、剰余金で（ESG）投資等を行うことで公益的事業を行うこと等を容認すべきである。
- ④その他（具体的にご記入下さい）   
(記述回答 )

## 3. 公益目的事業比率について

質問 15 公益目的事業比率は、有識者会議で一部委員から提案があったものの中間報告には入っていません。もし、ご意見等があれば、以下にご記入ください。  
(記述回答 )

## III 認定等手続きの柔軟化・迅速化について

質問 16 「法人の公益性に大きな影響を与えないような変更については、届出事項とする」「認定事項から届出事項に変更した事項は事後チェックで対応」「法人の合併を円滑かつ

柔軟に行えるように改善」等（中間報告書に記載、以下同じ）について、どのように考えますか？

- ①賛成である。
- ②意見がある。（具体的にご記入ください。）
- （記述回答 \_\_\_\_\_）

質問 17 「審査のメリハリ付けによる迅速化・効率化」「審査に求める資料の明確化・合理化」「審査が長期化したケースの分析、審査期間の実績公表」等について、どのように考えますか？

- ①賛成である。
- ②意見がある。（具体的にご記入ください。）
- （記述回答 \_\_\_\_\_）

質問 18 「法令やガイドラインにおいて統一的指示を明示する」「行政庁の関係職への研修の実施」等について、どのように考えますか？

- ①賛成である。
- ②意見がある。（具体的にご記入ください。）
- （記述回答 \_\_\_\_\_）

#### IV 自由度拡大に伴うガバナンスの充実について

質問 19 「法人の経営やガバナンス、事業の成果に関する情報の開示」「内閣府の法人情報の一元的情報開示プラットフォームの整備」「デジタル化により法人の書類作成等事務負担の軽減等に留意する」等について、どのように考えますか？

- ①賛成である。
- ②意見がある。（具体的にご記入ください。）
- （記述回答 \_\_\_\_\_）

質問 20 「法人内部の自律的なガバナンスの向上」「法人運営への外部からの視点の導入」「中間支援団体等と行政が連携・協働」等について、どのように考えますか？

- ①賛成である。
- ②外部役員や外部評議員の導入と結びつくのであれば反対である。
- ③意見がある。（具体的にご記入ください。）
- （記述回答 \_\_\_\_\_）

質問 21 「不適切な事案に対して行政庁の事後チェックを行い、事態を改善する」「一律的な事前規制から重点化した事後チェック型へ移行」「監督処分について基本的な考え方を策定・公表し、周知徹底することにより、法人側の予見可能性を高める」等について、どのように考えますか？

- ①賛成である。
- ②意見がある。（具体的にご記入ください。）
- （記述回答 \_\_\_\_\_）

質問 22 行政庁の立ち入り検査について、「不適切な運営の疑いのある法人へ随時検査を重点化」「定期的検査に、手法・頻度を含めたメリハリをつける」「不適切な事案の確実な把握のため、外からの情報を活用する」「不適切な事案を覚知した時、法令に従い厳正に対処する」「監督状況・改善状況等について情報公開を検討する」等について、どのように考えますか？

- ①賛成である。
- ②意見がある。(具体的にご記入ください。)
- (記述回答 )

## V. 公益活動の活性化のための法整備について

質問 23 公益法人行政の DX 推進、インパクト測定・マネジメントの普及啓発、行政庁との対等・協力関係におけるコミュニケーションの充実、公益信託の公益認定制度の一元化等について、ご意見があれば、以下にご記入ください。

(記述回答 )

## VI. 今後の予定について

質問 24 中間報告の細部の検討、具体的な論点、最終的に未検討となる事項についての将来の姿、検討の成果が得られる前後のパブリックコメントの実施等に関して、ご意見があれば、以下にご記入ください。

(記述回答 )

## VII. おわりに

質問 25 今回の中間報告に関して、公益認定等委員会の対応、有識者会議での検討方法並びに公益法人協会の広報の仕方等について、ご意見があれば、以下にご記入ください。

(記述回答 )

## 2. 新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議中間報告書

### 中間報告

令和4年12月26日  
新しい時代の公益法人制度の  
在り方に関する有識者会議

当会議は、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（令和4年6月7日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）に基づき、民間による社会的課題解決に向けた公益的活動を一層活性化し「新しい資本主義」の実現に資する観点から、公益認定の基準を始め現行の公益法人制度の在り方を見直し、制度改正及び運用改善の方向性について検討を行うため、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）の下、令和4年10月4日に第1回を開催し、8回にわたり議論を重ねてきた。本中間報告は、当会議としての基本的な考え方を整理したものであり、今後、本中間報告に沿って、更に具体的な検討を進める必要がある。

### 1. 改革の意義及び基本的方向性

（成熟した社会と公益法人の役割）

多様な価値観をもつ個人が自らの価値観に基づき、SDGs実現その他の多様な社会的課題解決に主体的に取り組んでいくという成熟した市民社会においては、機動的な対応が難しく画一的な対応になりがちな行政部門のみでは社会的課題の発掘・解決には限界がある。また、利益の分配を目的とする民間営利部門のみでも社会的課題の解決には限界があり、営利を目的としない民間非営利部門が「公」として多様な社会的価値の創造に向けて果たす役割が、ますます重要となる。

こうした成熟した社会においては、「公」への国民の参加や支援を広く呼び込んでいくための枠組みの整備に加えて、「公」の担い手である民間非営利組織には、国民からの支持や理解を得るための透明性やガバナンスの確保が求められる。

我が国における「公」の主たる担い手たる「公益法人」は、明治29年（1896年）の制度創設、平成18年（2006年）の新公益法人制度への改革を経て、これまで一世紀以上にわたり、地域社会の発展、児童の健全育成、福祉、学術・科学技術、芸術・文化など社会のあらゆる分野において我が国の民間による公益的活動を牽引し、その活動は社会に深く根差すとともに、社会からの信用も獲得してきた。また、事業の性格も、明治の創設期は慈善事業の色合いが濃かったが、新公益法人制度を経て、民間による社会的課題解決のための継

続的な事業へと発展してきた。

現在、約 9,700 の公益法人、職員数約 28 万人、多くの主体からの寄附や会費等を通じて公益目的事業費規模年間約 5 兆円、総資産約 29 兆円を有し、民間公益の主たる担い手となっている。

成熟した社会において、多様なニーズに柔軟かつきめ細かに対応できる「公」の機能が重要となっていることにかんがみ、公益法人が、社会的課題に取り組む事業を継続的・発展的に実施していけるよう、時代に合わせた改革を進めていく必要がある。

(新しい資本主義において公益法人が求められる役割)

政府は、現在、「新しい資本主義」の実現に向けて取り組んでいる。新しい資本主義においては、社会的課題の解決に向けた取組をエネルギー源として捉え、それを取り込むことによって包摂的でイノベーティブな新たな成長を図っていくという考え方の下、民間による社会的課題解決に向けた公益的活動の活性化を重視し、「民間も公的役割を担う社会を実現」することを柱の一つとして位置付けている。

新しい資本主義の実現に向けて、社会のあらゆる分野で民間非営利公益の主たる担い手となっている公益法人は、税制上の優遇措置が設けられている趣旨も十分に踏まえ、裾野を広げるとともに公益的活動を更に積極的に行っていく必要がある。

今後の公益的活動の積極的展開に当たっては、多様で変化の激しい社会のニーズに柔軟かつきめ細かに対応し、新たな事業展開にチャレンジして新たな社会的価値を創造し、成果として社会的インパクトを創出していくことが期待される。

(新しい資本主義の実現に向けた公益法人制度改革の基本的方向)

2006 年に制定された新公益法人制度は、民間公益増進を目的としつつも、不祥事の発生を契機として、旧来の民法法人制度への反省等に立ち、議論されたという経緯もあり、制定以来、厳格な事前規制・監督による国民の信頼確保に重きを置いた行政が行われてきた。このため、公益的活動の自由な展開・伸長の制約となっていると指摘がなされてきた。

新公益法人制度発足以来、十数年を経て、新しい資本主義の下、社会の変化等に柔軟に対応し多様な社会的課題解決に向けて民間の力を引き出していくための制度改革が必要である。

このため、事業の適正な実施を確保しつつ、公益的活動の持続・発展性や法人の中長期的経営戦略を積極的に後押しをするという発想に転換した上で、法人が社会的課題の変化等に柔軟に対応し得るよう、その活動の自由度を拡大して

いく必要がある。

一方、公益法人は、税制上の優遇措置や国民からの寄附を受け、その資金を適正に活用して不特定かつ多数の人々の利益のために公益的活動を実施する存在であり、不祥事等の防止に加えて、徹底した透明化を行った上で、自らの中長期的経営戦略及びその活動に関する社会への説明を果たしていくことが、自らの活動に対する社会からの認知・理解・支援を向上させるとともに、社会のニーズに応えるための前提になる。こうした観点から、法人活動の自由度拡大に伴うガバナンスや説明責任の充実を図り、国民からの信頼をより強いものにしていく必要がある。

以上の考え方を踏まえ、「法人活動の自由度拡大」と「自由度拡大に伴うガバナンスの充実」を両輪として、公益法人制度の抜本的な改革を進めていくべきである。なお、制度の改革に当たっては、社会経済情勢の変化等を踏まえつつ長期的視野で取り組んでいくべき事項もあり、今後とも不断の見直しを行っていく必要がある。

## 2. 法人活動の自由度拡大について

改革の目的に照らし、公益法人が社会的課題の変化等に柔軟・迅速に対応して公益的活動の活性化が図られるよう、運用面を含め、収支相償原則や遊休財産上限規制の在り方を見直すとともに、公益認定等の手続の柔軟化・迅速化等について検討する。

### (1) 収支相償原則の見直し

収支相償原則は、公益目的事業の収入と適正な費用を透明化し比較することで、収支差額が生ずる事業年度が存在すること自体は問題としないものの、それが恒常化しない収支構造であることを制度上確保し、公益目的事業に充てられるべき財源の最大限の活用を促す規律である。本規律が、単年度の収支赤字を強いるものという誤解を根絶し、法人の中期的・安定的な法人運営を図る観点から、単年度の収支差ではなく、中期的な収支均衡状況の確保を図るものであるという趣旨を、法令上明確化する方向で検討する。その際、「収支相償原則」という呼称も含めて検討する。

中期収支均衡状況の把握に当たっては、将来の公益目的事業の持続・拡充のために積み立てる準備資金<sup>1</sup>は費用とみなすことを明確化する。

準備資金は、現行の特定費用準備資金よりも社会的課題の変化に柔軟に対応しうる使い勝手の良いものとなるよう、検討する。

---

<sup>1</sup> 現行の「特定費用準備資金」及び「資産取得資金」に相当。

なお、収支相償原則の在り方については、根本から見直すべきとの意見もあったが、これに対しては、収支相償を論拠に公益目的事業非課税等があり、これらの根本にかかわる点にも留意すべきとの意見もあった。

## **(2) 遊休財産規制の見直し**

公益法人が、社会経済情勢の変化等に対応しつつ、安定した法人運営を継続していくためには、法人にとって一定程度自由に使用できる余裕財産が必要な一方で、公益目的事業の実施とは関係なく法人内部に過大に蓄積されること（死蔵）は避ける必要がある。

このため、遊休財産（使途不特定財産）について、合理的な理由により現行の公益目的事業費1年相当分という上限額を超えて保有する場合は、その理由や財務情報等を透明化し、超過分は将来の公益目的事業のために適切に管理・活用することを法人自らが明らかにすることにより、公益に活用されるべき財産の死蔵ではないことの国民への説明責任を課するという方向で検討する。

また、遊休財産の保有上限額の算定方法は、中期的・安定的な法人経営の観点から見直す。

## **(3) 認定等手続（公益認定、変更認定、合併手続）の柔軟化・迅速化**

公益法人の事業変更などに係る変更手続について、社会的課題の変化に対応した事業改編をより柔軟・迅速に行えるよう、当該法人の公益性に大きな影響を与えないような変更については、変更認定事項を届出事項とする方向で検討する。認定事項から届出事項に変更した事項については、必要に応じ事後チェックで対処する。

法人の合併を円滑かつ柔軟に行うことができるよう手続の改善について検討する。

また、認定等審査の迅速化、透明性・予見可能性の向上のため、行政庁による審査のメリハリ付けによる迅速化・効率化、認定等審査に当たり申請者に対して求める資料の明確化・合理化、審査が長期化したケースの分析等を行うとともに、審査期間の実績の公表を行う。

さらに、認定等に関する行政の判断のぶれやばらつきを極力なくす観点から、法令やガイドラインにおいて統一的な指針を明示するとともに、国・都道府県の関係職員への研修を強化する。

### 3. 自由度拡大に伴う法人ガバナンスの充実について

不祥事防止等のコンプライアンスの確保の観点に加え、法人活動の自由度拡大に伴う社会的責任の高まりに見合う説明責任の強化の観点から、公益法人にはそのガバナンスの充実が求められる。ガバナンスの充実に向け、法人運営の透明性の一層の向上、法人の内外からのガバナンスの向上及びこれらを前提とした行政の事後チェックへの重点化について検討する。

#### (1) 法人運営の透明性の一層の向上

法人運営の透明性の一層の向上を図り、国民からの信頼を高めることで、寄附や支援を受けやすくするという好循環を目指し、法人の経営やガバナンス、事業の成果に関する情報等、どのような法人情報の開示を拡充すべきか、他の法人類型における情報開示の内容も参照しつつ検討する。

各法人が個別に行う情報開示のほかに、内閣府による法人情報の一元的な情報公開プラットフォームの整備を検討する。その際、デジタル化による法人の書類作成等事務の負担軽減、中間支援団体等が利活用しやすいデータ形式、国民にとってわかりやすい表示方法に留意する。

#### (2) 法人の内外からのガバナンスの向上

税制上の優遇措置を受けていることや、国民からの支援を受け不特定多数の者の利益のために公益的活動を行うことに鑑み、公益法人にはそれにふさわしいガバナンスを確保することが求められる。

ガバナンスに求められる機能としては、理事等による私的運営への牽制、業務執行の適正性・効率性等の監督等が挙げられるが、これを踏まえ、法人運営への外部からの視点の導入や理事等への情報提供や研修の充実を含めた監査・監督機能の強化等といった法人の自律的ガバナンスの充実に向けた方策を検討する。その際、他の法人類型におけるガバナンスに関する規律も参照する。

具体的な基準の検討に当たっては、個々の法人にとって最も実効性のあるガバナンスの在り方は、多種多様な事業内容や規模等によって異なり、基本的には、自主的・自律的に選択されるべきものと考えられることから、法令やその運用によって共通して確保されるべき事項、民間自主規制によることがふさわしい事項、個々の法人の責任と選択に委ねられるべき事項のいずれが適当か整理した上で、行う必要がある。また、特に地方における役員等として適格な人材の供給状況等、実態にも配慮する必要がある。

また、ガバナンスの充実に当たっては、上記のような法人内部の自律的ガバナンスを補充・補完するため、法人の外からの社会的な評価・チェック機

能を効かせていくことが望まれる。

このため、前提としての情報開示の拡充を図るとともに、中間支援団体等と行政が連携・協働して、社会的な評価・チェック機能の向上や法人への支援等に取り組んでいく必要がある。

### (3) 行政による事後チェック

法人運営の透明性の一層の向上、法人の内外からのガバナンスの向上を図った上でなお生ずる不適切な事案に対しては、行政庁が適切に事後チェックを行い事態を改善することで、国民から制度への信頼を確保する。

こういった観点から、不適切な事案の発生を予防するための「一律的な事前規制型」の行政から、事後的に実効性の高い措置を講じる「重点化した事後チェック型」の行政へという方針の下、監督や処分に当たっての基本的な考え方をあらかじめ策定・公表して、行政庁職員等に対し周知徹底するとともに、法人側の予見可能性を高める。

行政庁の立入検査については、不適切な運営の疑いのある法人への随時検査へ重点化するという考えの下、現行の網羅的かつ定期的な検査に手法・頻度を含めたメリハリを付け、効果的な検査を実施する。その際、不適切事案の端緒を確実に捉えることができるよう、法人内外からの通報を的確に活用する。

その上で、不適切な事案を覚知した際には、報告徴収や立入検査等を行って改善の方向に促しつつ、なお改善が見られない場合には、行政庁が勧告・命令・認定取消し等の処分を迅速かつ的確に行う。また、法人に対する抑止効果、寄附者に対する情報提供の観点から、監督状況・改善状況等について一覧性をもって情報公開することを検討する。

## 4. 公益活動の活性化のための環境整備について

内閣府において、一元的な情報公開プラットフォームとなる情報システムを整備し、申請等のデジタル完結、ユーザーの利便性向上、行政庁が提供する情報のオープンデータ化、公益法人が毎年度提出する定期提出書類作成の負担軽減等を図るなど、公益法人行政のDXを推進する。

公益法人による社会的課題解決に向けた取組の成果を可視化する等の観点から、インパクト測定・マネジメントの普及・啓発を図る。

これまで以上に、法人・経済界・中間支援団体・士業団体等と行政庁との対等・協力関係におけるコミュニケーションの充実を図る。また、関係法令やガイドラインの改定に当たっても、これらの団体等や国民の意見を幅広く聴取しつつ検討する。

「新しい資本主義」が目指す民間公益活動の活性化という観点から、平成31年法制審議会答申<sup>2</sup>を踏まえつつ、公益信託の公益認定制度への一元化に向けて検討する。

民間にとっての利便性向上の観点から、これまでに掲げた事項のほかにも、公益法人が社会的課題の解決に向けて果たすべき機能について、引き続き検討する。

(以上)

---

2 同答申においては、①信託事務・信託財産の範囲の拡大、②受託者の範囲の拡大、③主務官庁制の廃止等、について提言している。

新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議 名簿

(座長) (公財) 公益法人協会理事長

雨宮孝子

(公社) 経済同友会事務局長・代表理事

岡野貞彦

損害保険ジャパン(株) 取締役常務執行役員, CHRO CSuO

酒井香世子

中央大学法学部教授

澁谷雅弘

(一財) 社会変革推進財団インパクト・エコノミー・ラボ所長

菅野文美

(座長代理) 公認会計士、協和監査法人代表社員、(公社) 非営利法人研究会常任理事

高山昌茂

東京大学大学院法学政治学研究科教授

溜箭将之

(公社) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会代表理事(副会長)

永沢裕美子

(一社) 日本経済団体連合会常務理事

長谷川知子

弁護士

濱口博史

慶應義塾大学法学部教授

松元暢子

オブザーバー 公益認定等委員会委員

黒田かをり

専門委員 日本公認会計士協会 テクニカルディレクター(非営利担当)

松前江里子

(敬称略)

# 新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議 議論の経過

## 第1回（2022年10月4日）

○会議の立ち上げ等

- ・溜箭委員プレゼンテーション「公益法人の成長とガバナンス」

## 第2回（2022年10月12日）

○収支相償・遊休財産規制（1）

- ・法人からのヒアリング（（公財）助成財団センター、（公財）かめのり財団、（公社）日本芸能実演家団体協議会）

## 第3回（2022年10月25日）

○法人の自律的ガバナンス（1）

- ・法人からのヒアリング（（公財）パブリックリソース財団）
- ・岡野委員プレゼンテーション「経済同友会の組織運営の現状と課題：自律的ガバナンス構築への模索」
- ・菅野委員プレゼンテーション「インパクト測定・マネジメントの現状と公益法人による活用の可能性」

## 第4回（2022年11月9日）

○収支相償・遊休財産規制（2）、公益認定等手続迅速化

- ・法人からのヒアリング（（公財）鉄道弘済会）
- ・高山座長代理プレゼンテーション「新しい資本主義実現のための公益法人制度改革への提言」

## 第5回（2022年11月16日）

○法人の自律的ガバナンス（2）、社会からのチェック・評価の仕組み、公益法人行政の在り方

- ・法人からのヒアリング（（公財）日本非営利組織評価センター、（公財）公益法人協会）
- ・法務省からのヒアリング「公益信託の現状について」

## 第6回（2022年11月30日）

○第1回～第5回会議を踏まえた自由討議（主に収支相償等）

## 第7回（2022年12月7日）

○これまでの会議を踏まえた自由討議（主にガバナンス関係）

## 第8回（2022年12月14日）

○中間報告のとりまとめについて

# 新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議・中間報告

令和4年12月26日 内閣府大臣官房公益法人行政担当室

## 1. 改革の意義及び基本的方向性

- 我が国の公益法人は、明治29年（1896年）の制度創設以来、社会のあらゆる分野で民間による公益的活動を牽引、国民の信用を獲得。2006年改革において、主務官庁制を廃止し、内閣府に設立許可・指導監督を一元化。厳格な事前規制・監督による国民の信頼確保に重きを置いた行政。
- 新しい資本主義の実行計画では、「民間も公的役割を担う社会の実現」を柱の一つと位置付け。「公」の主たる担い手である公益法人が、社会的課題の取組を継続的・発展的に実施していけるよう、「活動の自由度拡大」と「自由度拡大に伴うガバナンスの充実」を両輪として、公益法人制度の時代に合わせた改革を進めていく必要。

## 2. 法人活動の自由度拡大

- 改革の目的に照らし、公益法人が社会的課題の変化等に柔軟に対応して公益的活動の活性化が図られるよう、活動の自由度を拡大。
  - 収支相償原則の見直し
    - 一 単年度の収支差ではなく、将来の公益目的事業の持続・拡充のための準備資金を除いた分につき、中期的な収支均衡状況を図る趣旨を明確化
  - 遊休財産規制の見直し
    - 一 合理的理由により現行上限額（公益目的事業費1年相当分）を超えて保有する場合、その理由や財務状況等を透明化し適切な管理・活用を行うことの説明責任を課す
  - 認定等手續の柔軟化・迅速化
    - 一 公益性に大きな影響を与えない変更は、変更認定から届出に
    - 一 行政庁による審査の迅速化、透明性（予見可能性）の向上

## 3. 自由度拡大に伴うガバナンスの充実

- 不祥事防止等のコンプライアンス確保に加え、自由度拡大に伴う社会的責任の高まりに見合う説明責任強化のためガバナンスを充実。
  - 法人運営の透明性の一層の向上
    - 一 情報開示の範囲を拡充
    - 一 一元的な情報プラットフォームの整備
  - 法人の内外からのガバナンスの向上
    - 一 法人運営への外部からの視点の導入、監査・監督機能の強化等による法人の自律的ガバナンスの充実
    - 一 社会的な評価・チェック機能の向上
  - 行政による事後チェック
    - 一 立入検査の重点化、不適切事案に対する迅速かつ的確な行政処分

## 4. 公益活動の活性化のための環境整備

- 公益法人行政のDXの推進（申請のデジタル完結、ユーザーの利便性向上、定期提出書類の負担軽減など）
- 公益信託の公益認定制度への一元化による民間公益活動活性化

# 内閣府・公益法人制度に関する有識者会議 「中間報告」をめぐって

(公財) 公益法人協会 副理事長 鈴木 勝治

昨年末、12月26日に公表された内閣府「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」による「中間報告」は、本誌1月号に全文掲載しました(『公益法人』2023年1月号トピック(4~10頁))。

当協会はこれを受け、その制度見直しの趣旨、制度改正の方向性について解説する「新春特別報告会」を企画・実施しました(協賛・野村證券(株)、1月26・30日、アーバンネット大手町ビル)。

本稿は、上記報告会の資料を基に、講師の当協会副理事長・鈴木勝治が個人的な見解をまじえて解説したものです。なお、1月26・30日に開催された「新春特別報告会」の当日の様様や参加者に後日行ったアンケートの結果等については、来月号にてお伝えする予定です。

(編集部)

## I 「中間報告」を読む

今回の有識者会議による制度の見直しについては、その前に次の2つの大きな動きがありました。

- ① 経済財政運営と改革の基本方針(令和元年6月21日閣議決定)

新公益法人制度発足から10年経過。公益法人の活動の状況等を踏まえ、公益法人のガバナンス

の更なる強化等の検討を行う。

→ 公益法人のガバナンスの更なる強化等のために(最終とりまとめ)発表(令和2年12月25日)

- ② 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画および経済財政運営と改革の基本方針(令和4年6月7日閣議決定)

→ 民間にとっての利便性向上の観点から、財団・社団等の既存の法人形態の改革も検討する。

この②に基づき、本有識者会議は、以下を目的として議論が進められていきました。

・「民間による社会的課題解決に向けた公益的活動を一層活性化し、」

・「新しい資本主義」の実現に資する。」

→ 具体的には「公益認定の基準を始め、現行の公益法人制度の在り方を見直し、制度改正及び運用改善の方向性について検討」となります

(下線部分「中間報告」、本誌1月号4頁左段17行目~22行目参照)

次に、中間報告の目次にしたがって解説してまいります。中間報告全文は、本誌1月号等を参照していただき、本稿では主に下線をほどこしたポイントを中心に解説してまいります。

## 1. 改革の意義及び基本的方向性

### (成熟した社会と公益法人の役割)

- ・多様な価値観をもつ個人が自らの価値観に基づき、(略)多様な社会的課題解決に主体的に取り組んでいくという成熟した市民社会においては、
  - ・行政部門のみでは社会的課題の発掘・解決に限界がある。
  - ・民間営利部門のみでも社会的課題の解決には限界があり、
  - ・民間非営利部門が「公」として多様な社会的価値の創造に向けて果たす役割が、ますます重要となる。
- (「中間報告」、本誌1月号4頁右段5行目～14行目参照)

### [解説]

#### 1. 成熟した(市民)社会について

(中間報告では定義されていないが)英国の学者ガボールの著作の名称に由来する言葉で、物質万能主義を排し、高水準の物質文明と共存しつつも、精神的な豊かさや生活の質の向上を優先させるような、平和で自由な社会を意味していると思われる。

#### 2. 「公」について\*

(この語も定義されていないが)官庁またはそれに属する構成員に関することのみではなく、広く世間一般に関することを指している(英語で言えばパブリックか)と思われる。

\*『「公」とは何か』鈴木勝治、2023年1月、公益法人協会ホームページ「コラム」欄参照)

そのうえで、この中間報告において新たに公益法人等に期待されるのは、

- 1) 多様な社会的価値を創造していくとともに、
  - 2) 「公」への国民の参加や支援を広く呼び込んでいくための枠組みの整備と、
  - 3) それらを実行していく、ことになると考えられます。
- 特に2)にあるように、「おおよげ」のみが行

うのではなく、「公(こう)」として、官民を問わずこれらのことを一緒にやっという意味に読み取れ、これは今までの日本のあり方からすると画期的なことであり、ある意味歴史的な大転換であると評価できるのではないのでしょうか。

### (新しい資本主義において公益法人が求められる役割)

- ・新しい資本主義においては、社会的課題の解決に向けた取組をエネルギー源として捉え、(中略)包括的でイノベーティブな新たな成長を図っていくという考え
- ・民間による社会的課題解決に向けた公益的活動の活性化を重視し、「民間も公的役割を担う社会を実現」することを柱の一つとして位置付けている。
- ・新しい資本主義の実現に向けて、社会のあらゆる分野で民間非営利公益の主たる担い手となっている公益法人は、(中略)裾野を広げるとともに公益的活動を更に積極的に行っていく必要がある。

(同上5頁左段19行目～29行目参照)

### (新たな資本主義の実現に向けた公益法人制度改革の基本的方向)

- ・新公益法人制度は、(中略)旧来の民法法人制度への反省等に立ち、(中略)厳格な事前規制・監督による国民の信頼確保に重きを置いた行政が行われてきた。
- ・公益的活動の自由な展開・伸長の制約となっていると指摘がある。
- ・このため、公益的活動の持続・発展性や法人の中長期的経営戦略を積極的に後押しするという発想に転換し、その活動の自由度を拡大していく必要がある。

(同上5頁右段3行目～20行目参照)

### [解説]

上記「厳格な事前規制・監督」とあるのはミスリードしやすいところです。これですと先の

制度改革当初の構想、方向とは異なるのではないのでしょうか。当初の構想では、事前のチェックは法律適合性を、実際の行動のチェックは事後規制でやるはずでした。今回の有識者会議において、この当初の考えに戻る、改革当時の精神にもとづき実行するというのであれば、それはそれでよいことと思ひ賛成いたします。

- ・一方、公益法人は、税制上の優遇措置や国民からの寄附を受け、(中略) 公益的活動を実践する存在であり、
  - ・不祥事等の防止に加えて、徹底した透明化を行った上で、自らの中長期的経営戦略及びその活動に関する社会への説明を果たすことが、
  - ・自らの活動に対する社会からの認知・理解・支援を向上させるとともに、社会のニーズに応えるための前提になる。
- (同上5頁右段21行目～29行目参照)

#### 〔解説〕

「公益法人は、税制上の優遇措置や国民からの寄附を受け、公益的活動を実践する存在」であることは何度も述べられていますが、財団法人の場合は、基本的には出捐者の財産に基づいて公益目的事業を行っており、結果として税制優遇や志に同調する国民からの寄附を受けているということであって、その逆ではないと考えられます。少なくとも財団法人の人間としては、税制優遇や寄附で事業を行っているのではないので違和感を禁じ得ません。

- ・「法人活動の自由度拡大」と「自由度拡大に伴うガバナンスの充実」を両輪として、公益法人制度の抜本的な改革を進めていくべきである。
  - ・制度の改革に当たっては、社会経済情勢の変化等を踏まえつつ長期的視野で取り組んでいくべき事項もあり、今後とも不断の見直しを行っていく必要がある。
- (同上5頁右段33行目～39行目参照)

#### 〔解説〕

基本的方向として上記のようにまとめられていますが、有識者会議第1回目の山際大臣(当時)の挨拶の中で、すでに『審議の効率化のために、(1) 収支相償原則などの公益性認定基準と、(2) 自由度を拡大した場合の自律的ガバナンスや説明責任を議論していただきたい』と実は2点に絞られています。この点については長期的視野で文字通り不断の見直しをしていっていただきたいと思います。

## 2. 法人活動の自由度拡大について

制度改革後の新制度において、何が問題かと問われると、まず「収支相償原則」が第一にあがってきます。ここでは中間報告を箇条書きでまとめてみました。

### (1) 収支相償原則の見直し

#### ① 収支相償原則の(新しい)考え方

公益目的事業収入を適正な費用を透明化し、比較することで、

- ア 収支差額が生ずる事業年度が存在することは問題としない。
- イ しかし、それが恒常化しない収支構造であることを制度上確保し、
- ウ 公益目的事業に充てられるべく財源の最大活用を促す制度である。

#### ② (新しい) 考え方の普及等

- ア 単年度の収支赤字を強いるという誤解を根絶する。
- イ 法人の中期的・安定的な運営を図る観点から、中期的な収支均衡を図るものであるという趣旨を法律上明確化する。
- ウ 「収支相償原則」という呼称も検討する。

#### ③ 中期収支均衡状況の把握

- ア 将来の公益目的事業の持続・拡充のために積み立てる準備資金\*は費用とみなすことを明確化する。

\*現行の「特定費用準備資金」および「資産取得資金」に相当

イ この準備資金は、社会的課題の変化に柔軟に対応しうる使い勝手の良いものとなるよう、検討する。

- ④ 根本から見直すべきとの意見もあったが、(中略)公益目的事業非課税等があり、これらの(=現行体系の)根本にかかわる点にも留意すべきとの意見もあった。

(同上6頁左段8行目～32行目参照)

#### ※有識者会議の主な意見

- ・公益目的事業の事業収入に関する規制ということであれば、寄附金・助成金・会費等が収入となるのはおかし。
- ・公益目的事業は無償または対価が低廉な事業に限らないので、担い手の増加のためそれらを公益法人も行えるようにすべきである。
- ・公益目的事業に財源を最大活用する構造は、遊休財産規制でも対応できるので、この原則で規制する必然性はない。
- ・諸外国においては、このような規制はないと聞いているので、その事情も調査することを希望する。
- ・公益目的事業非課税との関係については、少なくとも寄附金・助成金・会費等は関係ないと思われるので、税制をしっかりと確認し、検討すべきである。

(有識者会議第2回、第6～8回議事概要を参照)

#### 〔解説〕

上記(1)②イ「法人の中期的・安定的な運営を図る観点から、中期的な収支均衡を図るものである」ですが、現行の法律ではまったく読み取れません。ガイドラインあるいはFAQで、また当局が説明しているとしたとしても、そもそも法律に明確に書き込まれるべきことですので、「法律上明確化する」とされたことは進歩と

言えます。

(1)②ウの「収支相償原則」という名称も、公益認定法14条はじめ法律に明記されているわけではありません。名称よりも実体が大切ですが、名称としても然るべき意味をしめす名称を検討していただきたいです。

(1)③については「明確化する」とある以上、それを実行していただきたい、④についてはいろいろと議論のあるところという認識です。この辺りについては「有識者会議の主な意見」として挙げたようにかなりの論点があり、税当局等を交えての議論が必要だと思います。

#### (2) 遊休財産規制の見直し

##### ① 遊休財産規制の意味

ア 公益法人が社会情勢の変化等に対応し、安定した法人運営を継続していくためには、一定程度自由に使用できる余裕財産が必要。

イ 他方、公益目的事業の実施と関係なく法人内部に過大に蓄積されること(死蔵)は避ける必要がある。

- ② 遊休財産(使途不特定財産)について、合理的な理由により現行の公益目的事業費1年分相当を超えて保有する場合、その理由や財務情報等を透明化し、超過分は将来の公益目的事業のために適切に管理・活用することを法人自らが明らかにすることにより、死蔵ではないことの説明責任を課すという方向で検討する。

##### ③ 遊休財産の保有上限額の算定方法

中期的・安定的な法人運営の観点から見直す。  
(同上6頁左段31行目～右段12行目参照)

#### ※有識者会議での意見

- ・収支相償原則の狙いのうち、公益目的事業に充てられるべき財源の最大活用を促すということは、この遊休財産規制でも対応できるので、あわせて検討されたい。

#### 〔解説〕

上記（２）①に「死蔵」という言葉がでてきますが、実際の公益法人は儲かって多大な財産を保有しているわけでは全くありませんので、利益が過大に蓄積され死蔵されることは避ける必要があるというのは言わずもがなのような気がします。

次の②は、新しい考えだと思います。今までは1年分を超えてはならないということでしたが、合理的な理由がつけばそれを超えていいとするものです。ただ、合理的な理由がつか納得できるものかどうかは、行政担当官の判断、裁量にかかってくることもあり得、判断にバラツキが生じることも考えられます。ここは収支相償原則と絡みますので慎重な検討が求められます。

### （３） 認定等手続（公益認定、変更認定、合併手続）の柔軟化・迅速化

#### ① 変更手続きについて

社会的課題の変化に対応した事業改編をより柔軟・迅速に行えるように

ア 法人の公益性に大きな影響を与えない変更

→ 変更認定事項を届出事項とする方向で検討

イ 認定事項から届出事項に変更した事項

→ 必要に応じて事後チェックで対応する。

ウ 法人の合併を円滑かつ柔軟に行えるよう手続き改善を検討する。

#### ② 認定等審査の迅速化・透明性・予見可能性の向上

ア 審査のメリハリ付けによる迅速化・効率化をはかる

イ 申請者に対して求める資料の明確化・合理化

ウ 審査が長期化したケースの分析

エ 審査期間の実績の公表

#### ③ 認定等に関する行政の判断のぶれやばら

つき

ア 法令やガイドラインにおいて統一的指針を明示

イ 国都道府県の関係職への研修強化

(同上6頁右段13～33行目参照)

#### 〔解説〕

認定等手続の柔軟化・迅速化については、公益法人協会は提言を続けてきたわけですが、中間報告の文言には若干の進展がみられます。ただ、このようにいっても行政担当官の実際のやり方次第でブレやバラツキが生じますので統一的指針や研修の実施をぜひ取得したいと思います。

### 3. 自由度拡大に伴う法人ガバナンスの充実について

#### 〈ガバナンス充実の意義〉

- ・不祥事防止等のコンプライアンスの確保
- ・法人活動の自由度拡大に伴う社会的責任に見合う説明責任の強化の観点

#### 〈ガバナンス充実の具体例〉

- ・法人運営の透明性の一層の向上
- ・法人の内外からのガバナンスの向上
- ・行政による事後チェックへの重点化

#### 〔解説〕

ガバナンス自体は、現在の世の中の大勢からすれば反対のしようがないもので、むしろ自由度が高まれば必然的にガバナンスは求められるものと考えています。したがって、ガバナンスの充実や強化が言われると、公益法人側が「負担が重い、面倒だ」と反対すべきものではなく、自ら進んでやるべきことは世の中の趨勢からも当然であり、受け入れるべきことと考えます。

#### （１） 法人運営の透明性の一層の向上

##### ① 個別法人の対応

ア 法人の経営やガバナンス、事業の成果

## に関する情報等の開示

イ 他の法人類型における情報開示の内容も参照し、さらなる法人情報の開示を検討する。

### ② 内閣府の対応

ア 法人情報の一元的な情報開示プラットフォームの整備（の検討）

イ その際の留意事項

- ・デジタル化による法人の書類作成等事務負担の軽減
- ・中間支援組織団体等が利活用しやすいデータ形式
- ・国民にとってわかりやすい表示方法

（同上7頁左段8～21行目参照）

### 【解説】

（1）①は、その通りと思いますが、ただ、②は、有識者会議で議論された記憶もあまりありません。ここはこのような整備がなされることを期待するのみであります。

## （2） 法人の内外からのガバナンスの向上

### ① 法人内部の自律的なガバナンスの向上

理事等による法人の自律的ガバナンスの充実に向けた方策を検討する必要があるが、検討にあたっては実効性のあるガバナンスの在り方は、基本的には自主的・自立的に選択されるべきものであり、以下の整理が必要である。

ア 法令やその運用によって共通して確保されるべき事項

イ 民間自主規制によることがふさわしい事項

ウ 個々の法人の責任と選択に委ねられるべき事項

いずれが適当か整理したうえで行う必要がある（その際、他の法人類型におけるガバナンスに関する規律も参照する）。

### ② 外部からの視点の導入

ア 法人運営への外部からの視点の導入を検討する。

イ 法人の外からの社会的な評価：チェック機能を効かせる

【外からの社会的な評価・チェック機能発揮の前提】

- ・法人の情報開示の拡充をはかる。
- ・中間支援団体等と行政が連携・協働して社会的な評価・チェック機能の向上や法人への支援等に取り組む。

（同上7頁左段22行目～右段17行目参照）

### 【解説】

（2）①については、自主的・自立的を基本としてア～ウを整理するとされており、一方②においては、“外部から”としてア・イが提示されています。「中間支援団体等」というのも唐突に出てきており、（公益法人協会もその一つなのですが）今後議論が深まり具体的なものが出てくるものと思われます。

## （3） 行政による事後チェック

### ① 基本的スタンス

ア 透明性やガバナンスの向上を図ったうえで、なお生ずる不適切な事案に対して、行政庁が事後チェックを行い、事態を改善する。

イ 不適切な事案発生の予防については、「一律的な事前規制型」の行政から、事後的に実効性の高い措置を講じる「重点化した事後チェック型」の行政へという方針とする。

ウ 監督や処分にあたっての基本的な考え方を、あらかじめ策定・公表し、行政庁職員等に対し周知徹底するとともに、法人側の予見可能性を高める。

### ② 行政庁の立入検査

ア 不適切な運営の疑いのある法人への随時検査へ重点化する。

イ 現行の網羅的かつ定期的な検査に、手法・頻度を含めたメリハリをつけ、効果的に検査を実施する。

ウ 不適切な事案の端緒を確実に捉えることができるよう、法人の外からの通報を活用する。

エ 不適切事案を覚知した際には、報告徴収や立入検査等を行い、改善が見られない場合は勧告・命令・認定取消しを行う。

オ 法人に対する抑止効果、寄附者に対する情報提供の観点から、監督状況・改善状況等について、一覽性をもって情報公開することを検討する。

(同上7頁右段18行目～8頁左段7行目参照)

#### 〔解説〕

(3) ①で行政庁の事後チェックについては、「一律的な事前規制型」から「重点化した事後チェック型」の行政へという基本的なスタンスを示しつつ、②で最大の事後チェックとも言える「立入検査」について述べています。「立入検査」については、メリハリをつけ、効果的に検査を実施させるといういい方向にむかっていると思います。

## 4. 公益活動の活性化のための法整備について

### (1) 公益法人行政のDX推進

- ① 一元的な情報公開プラットフォームとなる情報システムの整備
- ② 申請等のデジタル完結、ユーザーの利便性向上
- ③ 行政庁提供の情報のオープンデータ化
- ④ 定期提出書類作成の負担軽減化

### (2) 公益法人による社会的課題解決に向けた取り組みの成果を可視化するためのインパクト測定・マネジメントの普及・啓発

### (3) 行政庁との対等・協力関係におけるコミュニケーションの充実

- ① (公益) 法人・経済界・中間支援団体・士

### 業団体等とのコミュニケーションの充実

② 関係法令やガイドラインの改訂にあたって、これらの団体等や国民の意見を幅広く聴取しつつ検討する。

### (4) その他

- ① 公益信託の公益認定制度への一元化
- ② 民間にとっての利便性向上の観点から、公益法人が社会的課題の解決に向けて果たすべき機能について、引き続き検討する。

(同上7頁8頁左段8行目～32行目参照)

#### 〔解説〕

これらについては有識者会議において十分な議論がなされた記憶がありません。(3)の部分は冒頭取り上げた「公(こう)」、行政庁と民間が対等、協力関係を充実させていくというところと重なります。

## 5. 今後の予定(動向)

- (1) 2023(令和5)年1～3月(or 4月)
  - ・中間報告の細部検討⇔有識者+事務局による
  - ・法律・ガイドライン・FAQ修正案の検討⇔事務局+有識者
- (2) 上記(1)の成案をパブリックコメント(予定)
- (3) (2)を経た成案を新しい資本主義実行計画・2023年骨太の方針に入れる(令和5年5～6月)
- (4) 令和6年、改正法案を通常国会へ提出

## Ⅱ 「大会声明2022」との対比

「大会声明2022」とは、昨年10月18日に公益法人協会の創立50周年記念シンポジウムにおいて発した、公益法人一同による、民間公益団体による公益の増進ならびに活力ある社会の実現を目的とした声明（提言・要望）です。

以下、「大会声明2022」と「中間報告」の項目を列挙し対比させてあります。

※本誌2022年11月号特集4～7頁、当協会ホームページ「政策提言」欄「創立50周年記念シンポジウム大会声明」（<https://kohokyo.or.jp/non-profit/kohokyo20221019/>）参照

【大会声明2022】	【中間報告】
<p>I 新たな事態に対応するための方策の要望</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 大規模災害等に対する施策の要望</li> <li>2. 攻めのガバナンスへの転換の要望</li> <li>3. 「新しい資本主義」による施策の要望</li> </ol>	<p>I 改革の意義及び基本的方向性</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 成熟した社会と公益法人の役割</li> <li>2. 新しい資本主義において公益法人が求められる役割</li> <li>3. 公益法人制度改革の基本的方向</li> </ol>
<p>II 現行の法令等に対する改正や修正の提言</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. いわゆる財務三基準の改正の提言</li> <li>2. 変更手続等の簡素化の提言</li> <li>3. 情報公開の充実と拡大の提言</li> <li>4. 中小規模法人の特例扱いの提言</li> </ol>	<p>II 法人活動の自由度の拡大</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 収支相償原則の見直し</li> <li>2. 遊休財産規制の見直し</li> <li>3. 認定等手続（公益認定、変更認定、合併手続）の柔軟化・迅速化</li> </ol>
<p>III 公益法人のあるべき姿</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自主的な情報公開と情報発信</li> <li>2. セルフガバナンスの徹底と説明責任</li> <li>3. 他の非営利法人との協働</li> </ol>	<p>III 自由度拡大に伴うガバナンスの充実</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 法人運営の透明性の一層の向上</li> <li>2. 法人の内外からのガバナンスの向上</li> <li>3. 行政による事後チェック</li> </ol>
<p>IV 関連する改正要望</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会計基準との不具合</li> <li>2. 寄附文化の醸成</li> <li>3. 術文化・スポーツの振興等の要望</li> </ol>	<p>IV 公益活動の活性化のための環境整備</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 公益法人行政のDX推進</li> <li>2. インパクト測定・マネジメントの普及、啓発</li> <li>3. 行政庁との対等・協力関係におけるコミュニケーションの充実</li> <li>4. その他             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 公益信託の公益認定制度への一元化</li> <li>(2) 利便性向上のため公益法人が果たすべき機能について、引き続き検討</li> </ol> </li> </ol>

### 〔解説〕

上記「大会声明2022」Ⅱ4「中小規模法人の特例扱いの提言」は、ぜひ検討していただきたい項目として以前より提言していた項目です。ここを取り上げていただけなかったのは非常に残念です。

なお、「大会声明2022」「中間報告」いずれも全文をお読みいただければ幸いです。

以上

内閣府・新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議  
「中間報告」に関するアンケート調査  
(2023年2月実施分)  
報告書

---

2023年3月発行

発行 公益財団法人 公益法人協会  
〒113-0021 東京都文京区本駒込 2-27-15  
TEL:03-3945-1017 FAX:03-3945-1267  
URL: <https://www.kohokyo.or.jp/>

©2023

